特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	京都市　後期高齢者医療事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

京都市長

個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】

公表日

［令和７年５月　様式４］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容　※	市町村は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、広域連合から被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料（納入）額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑥被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。 ⑦市区町村において住民からの療養費等支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費等支給の認定処理を行い、市区町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。 ※　詳細は、「（別添1）事務内容」を参照。
③対象人数	[　30万人以上　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	後期高齢者医療システム（以下「京都市後期システム」という。）
②システムの機能	【資格機能】 ①65歳以上の住民及び同一世帯員の住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提供する機能 ②住民登録外（以下「住登外」という。）の被保険者情報を管理し、広域連合に提供する機能 ③広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能 ④広域連合と資格情報を連携する機能 【賦課機能】 ①被保険者及び同一世帯員の所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する機能 ②広域連合から提供された賦課情報を管理する機能 ③保険料期割情報を作成して管理し、広域連合に提供する機能 ④特別徴収情報を管理する機能 ⑤広域連合と賦課情報を連携する機能 【徴収機能】 ①納付書を作成し、情報管理する機能 ②収納情報を管理する機能（納入済通知書、口座振替、特別徴収結果） ③過誤納金情報を管理する機能 ④滞納情報を管理する機能 ⑤口座振替情報を管理する機能 ⑥保険料納付確認書の発行を管理する機能 ⑦広域連合と収納情報・滞納情報を連携する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（ 既存業務システム、広域連合標準システム　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。） ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、市に設置される窓口端末（以下「標準システム窓口端末」という。）で構成される。

②システムの機能	1 資格管理業務 （1）資格確認書の即時交付申請 標準システム窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を標準システム窓口端末へ配信する。 標準システム窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書等を発行する。 （2）住民基本台帳等の取得 標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 （3）被保険者資格の異動 （2）により標準システム窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を標準システム窓口端末へ配信する。 2 賦課・収納業務 （1）保険料賦課 標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを標準システム窓口端末へ配信する。 （2）保険料収納管理 標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 3 給付業務 標準システム窓口端末を用いて、療養費支給申請等に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定等を行い、標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を標準システム窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、標準システム窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを標準システム窓口端末に配信する機能のことをいう。 4 情報照会業務（1、2に付随する業務） 標準システム窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録し、その後、情報照会結果を確認する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム [○] その他 （ 後期高齢者医療システム ）
システム3	
①システムの名称	マイナンバー連携システム
②システムの機能	既存の業務システムと、中間サーバーを連携するための情報システムであり、主に以下の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の管理機能 各業務システムが個別に保有する宛名情報（氏名・住所・性別・生年月日の基本4情報）を統合・管理したうえで、個人を一意に特定できる番号（団体内統合宛名番号）を付番・管理し、個人番号と紐付ける機能 2 中間サーバーとの連携機能 中間サーバーに対し、他の行政機関等に提供する特定個人情報を登録するとともに、他の行政機関等に対する特定個人情報の照会を要求する機能 3 符号要求機能 団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求、取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番をCSコネクタに送信する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー、既存業務システム ）

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1　符号管理機能 　符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2　情報照会機能 　情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3　情報提供機能 　情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4　既存システム接続機能 　中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5　情報提供等記録管理機能 　特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6　情報提供データベース管理機能 　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7　データ送受信機能 　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8　セキュリティ管理機能 　特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。 9　職員認証・権限管理機能 　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10　システム管理機能 　バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	①被保険者の資格管理、保険料賦課・徴収及び給付の事務処理のため、被保険者及び同一世帯員の正確な住民基本台帳情報、所得・課税情報、振込先口座（公金受取口座）等を把握する必要がある。 ②個人番号を用いることで申請・届出の手間や手続きを簡略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。
②実現が期待されるメリット	①個人番号を用いて市が保有する住民情報を名寄せ・突合することにより、被保険者及び同一世帯員の住民基本台帳情報、所得・課税情報、振込先口座（公金受取口座）等を的確かつ効率的に把握することが可能となり、効率的かつ公平・公正な事務の執行につながる。 ②個人番号を用いることで申請・届出の手間や手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上につながる。
5. 個人番号の利用　※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　情報提供の根拠 なし※情報提供は行わない 2　情報照会の根拠 （1）法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 第117項 （2）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号） 第9条	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉局　福祉のまちづくり推進室	
②所属長の役職名	保険年金課長	
8. 他の評価実施機関		
―		

（別添1）事務の内容

1　資格

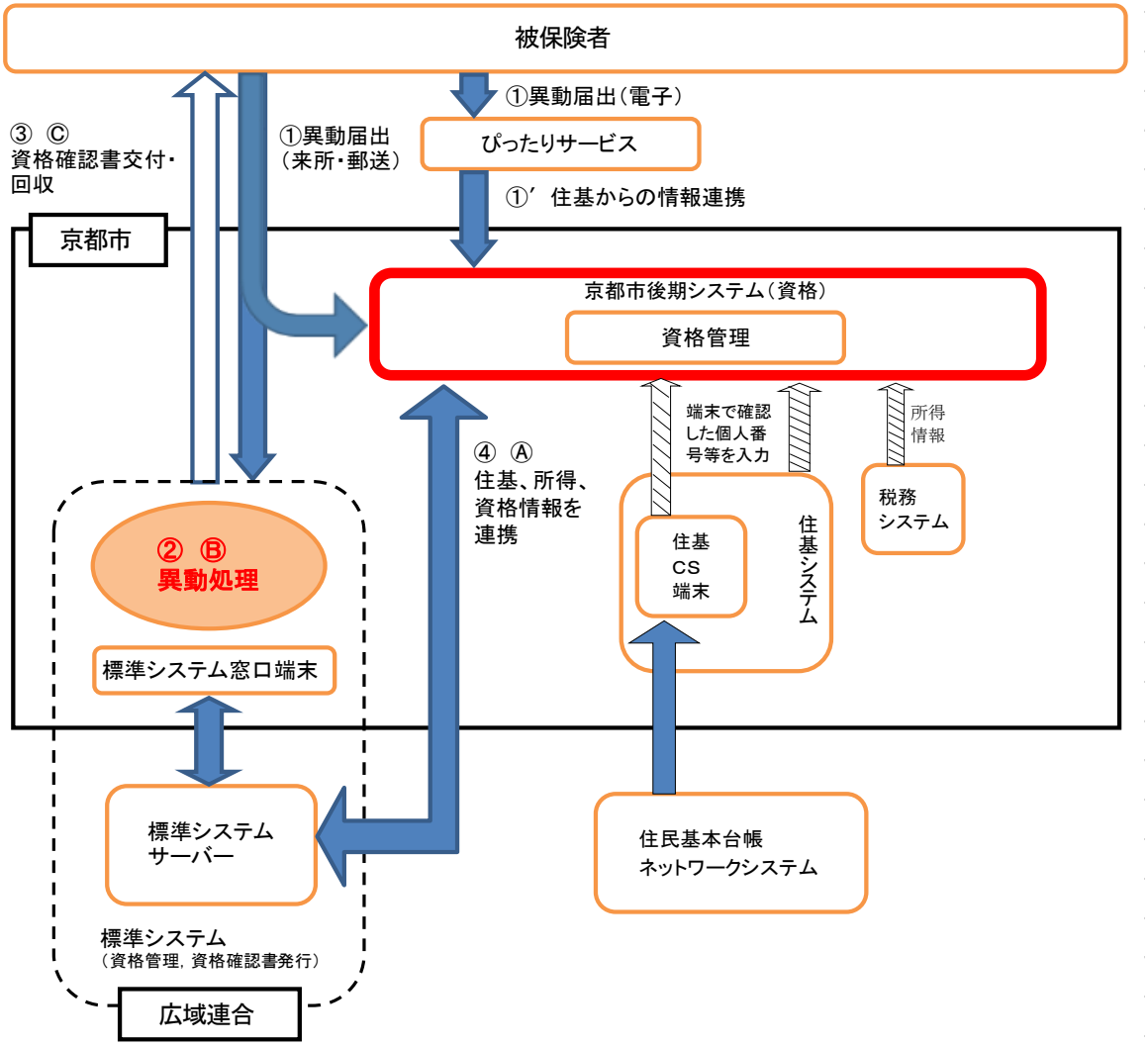

（備考）

1　資格

①　異動届を受け付ける（紙（持参又は郵送）による受付と電子による受付を行う。）。異動事由に応じて、以下の書類を持参する
　・障害認定申請･･･障害者手帳等
　・転入（転出）･･･負担区分証明書
　・生活保護廃止（開始）･･･生活保護受給証明書等
　主に標準システム窓口端末により、住基、所得、資格情報等を確認する。
①´ 電子申請の場合は、届け出は不要。住基から自動的に情報が連携される。
②　標準システムにおいて、異動処理を行う。
③　異動処理の結果に応じて、資格確認書の交付・回収を行う。
④　標準システムから京都市後期システムへの情報連携により、異動処理の結果が京都市後期システム端末に反映される。

※　年齢到達者に係る資格取得処理の場合
Ⓐ　年齢到達者の住基、所得情報が標準システムサーバに連携される。
Ⓑ　標準システムにおいて、異動処理を行う。
Ⓒ　資格確認書の交付を行う。

２　賦課

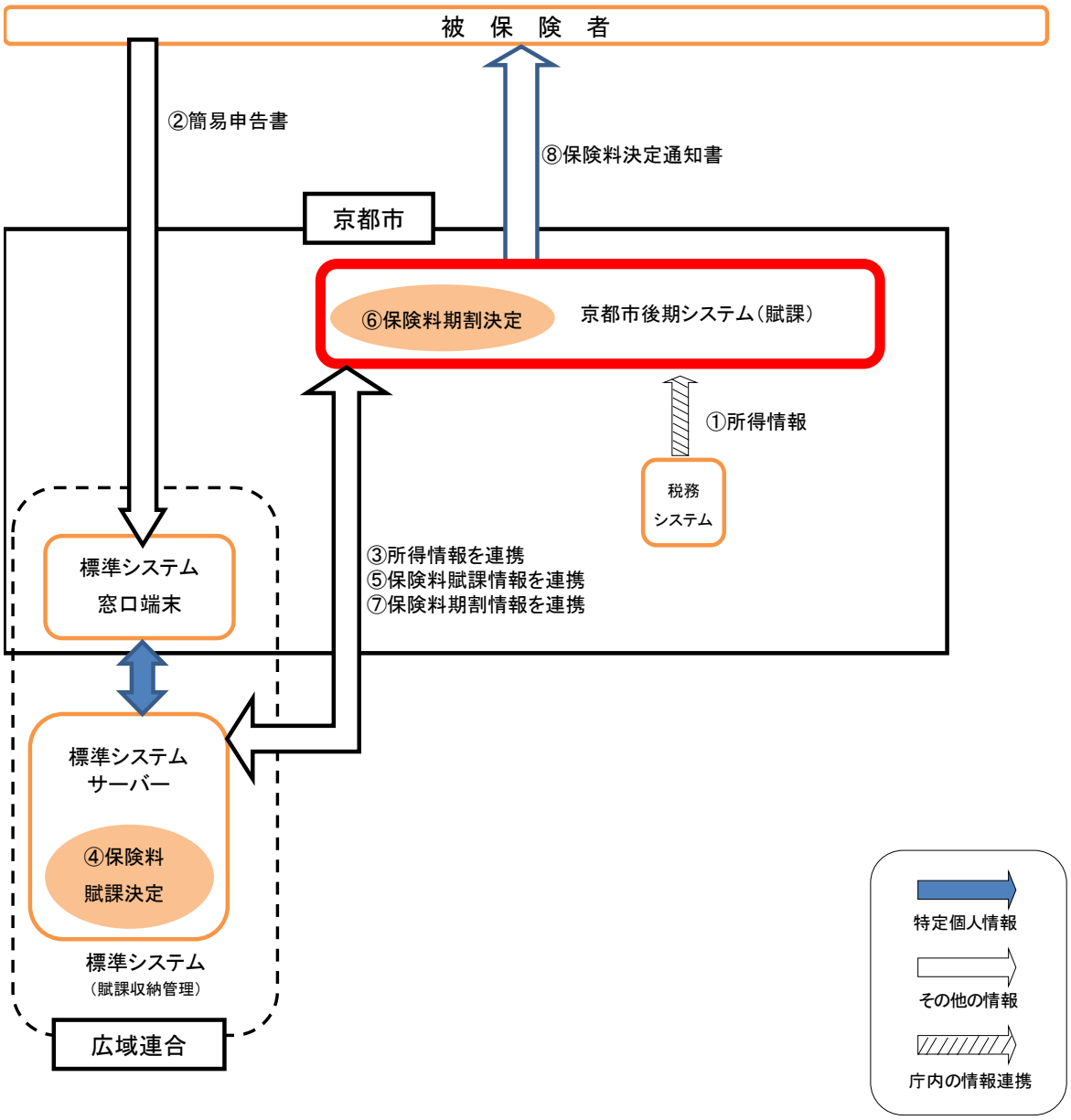

（備考）

２　賦課
①　本市税務システムから後期高齢者医療保険料賦課に必要な被保険者の所得情報等を取り込む。
②　必要に応じて、被保険者は簡易申告書（所得申告書）を提出する。
③　標準システムに所得情報（月次）を提供する。
④　標準システムにて、資格・所得情報を元に賦課決定を行う。
⑤　標準システムから保険料賦課情報の提供を受ける。
⑥　広域連合が行った賦課決定情報、年金受給情報（３－２特別徴収参照）及び宛名情報を元に、保険料の期割を決定する。
⑦　標準システムに保険料期割情報を提供する。
⑧　被保険者へ保険料の決定通知等を送付する。

3　徴収

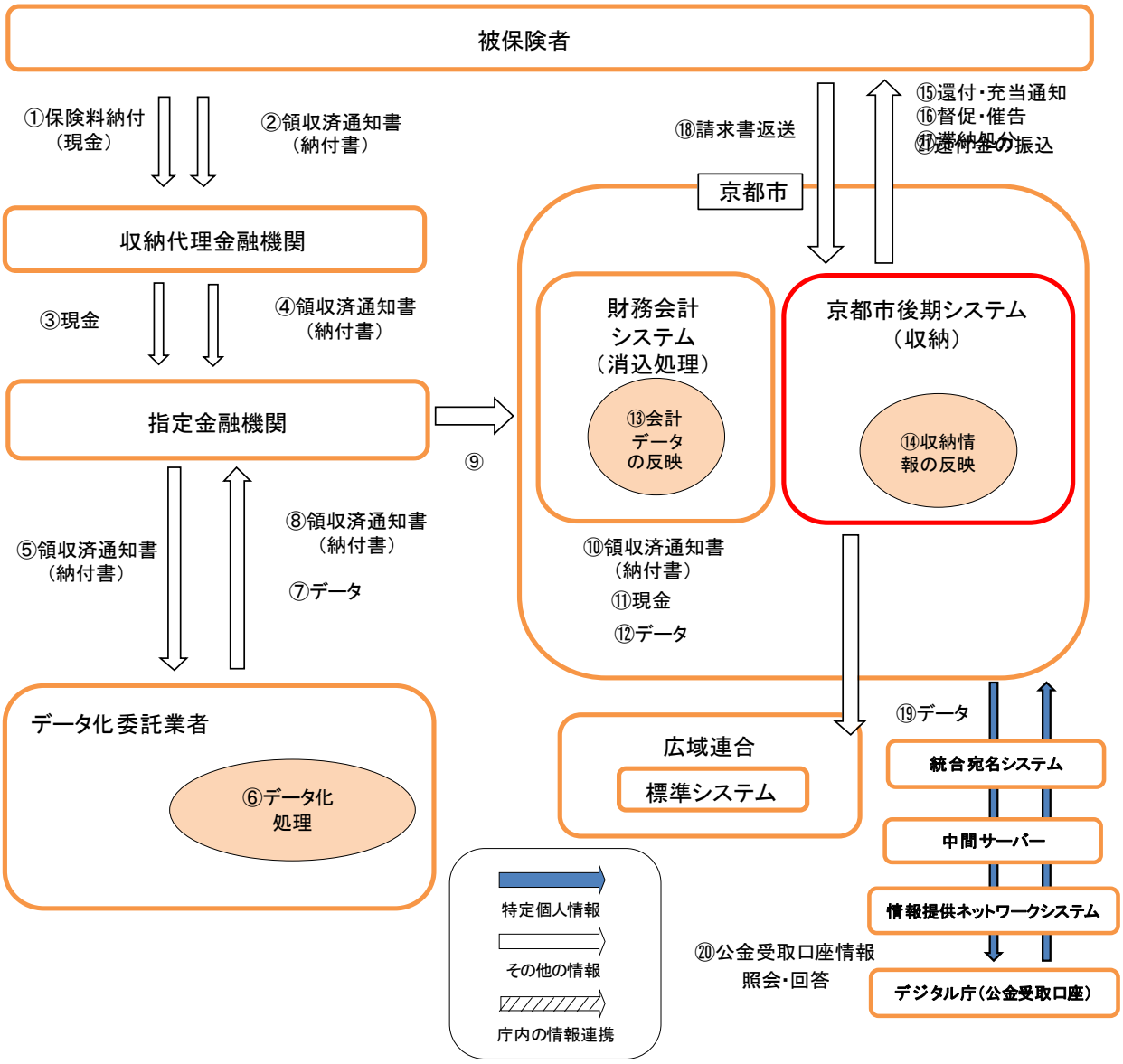

（備考）

3　徴収
①②　保険料の賦課決定を受けた被保険者が、保険料を納付する。
③④　各収納代理金融機関で現金と領収済通知書を取りまとめて指定金融機関に渡す。
⑤　指定金融機関からデータ化委託業者に領収済通知書を渡す。
⑥　受け取った領収済通知書に基づいてデータ化（パンチ処理）を行う。（納付書の種類によっては、各区で手入力をする場合もある。）
⑦⑧⑨　各資料（現金、領収済通知書、データ）を京都市に渡す。
⑩⑪⑫　各資料（現金、領収済通知書、データ）に基づいて、各システムに反映（⑬、⑭）させる。
⑮　過誤納がある場合は還付又は充当通知を送付する。
⑯　保険料未納者に、督促状・催告書を送付する。
⑰　督促・催告によっても滞納が解消しない場合は、滞納処分を行う。
⑱　還付請求書が返送される。
⑲　収納情報、滞納情報を広域連合へ送付する。
⑳㉑　受け取った還付請求に基づき公金受取口座情報を照会し、回答を得て、指定の口座に還付金を振り込む。

4　情報照会

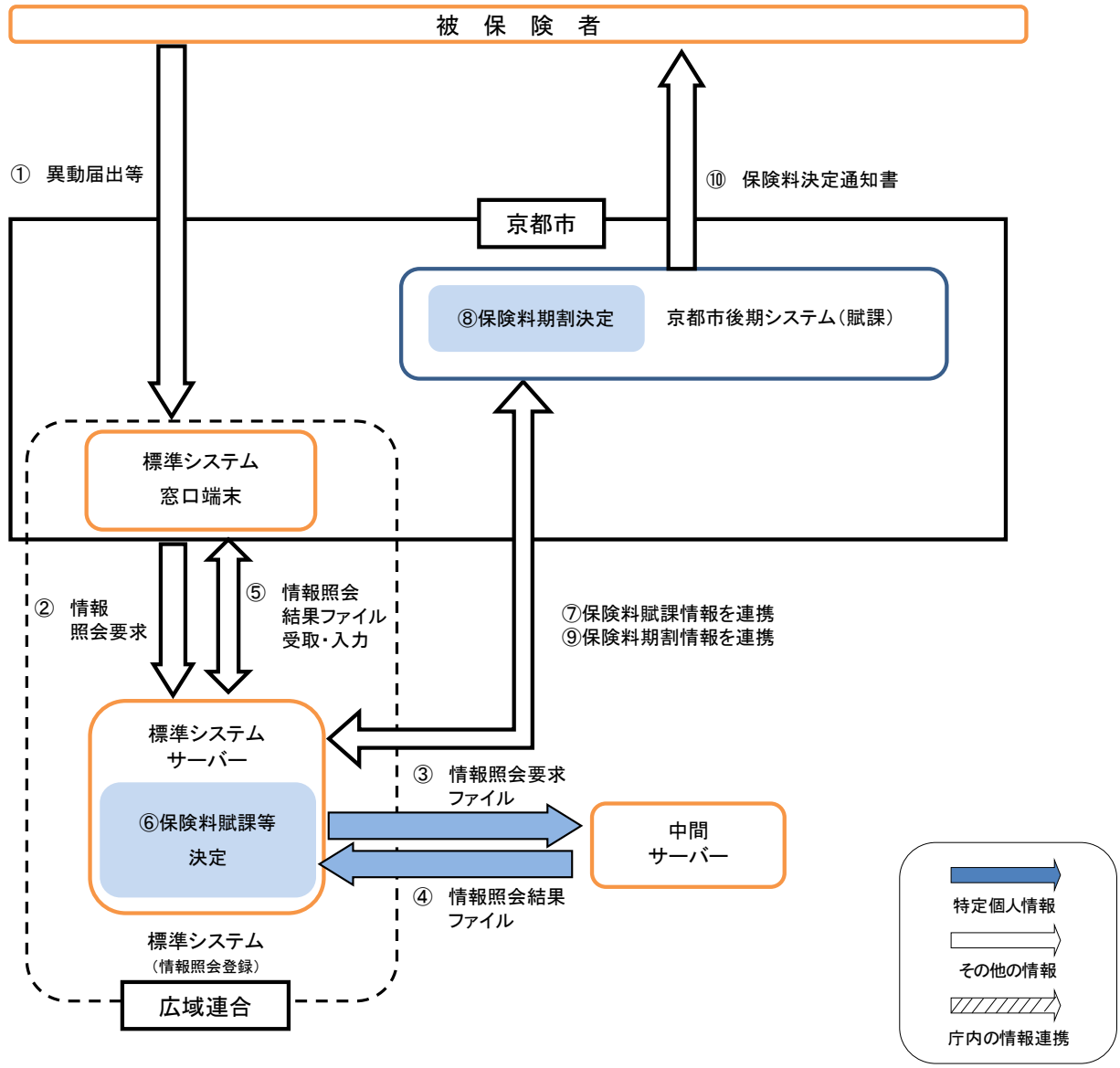

（備考）

4　情報照会
① 被保険者は異動届等を提出する。ただし、一部の被保険者においては、住所地特例等、異動届によらず処理をすることもある。
② 標準システムにおいて、一括処理または個別処理により、情報照会要求を行う。
③ 標準システムから中間サーバーへ情報照会要求ファイルを送信する。
④ 中間サーバーで情報照会ファイルが取り込まれ、処理結果の情報照会要求登録結果ファイルが出力される。
⑤ 標準システム窓口端末において、情報照会結果ファイルを受け取り、結果の情報を入力する。
⑥ 標準システムにて、資格・所得情報を元に賦課決定を行う。
⑦ 標準システムから保険料賦課情報の提供を受ける。
⑧ 広域連合が行った賦課決定情報、年金受給情報（3－2特別徴収参照）及び宛名情報を基に、保険料の期割を決定する。
⑨ 標準システムに保険料期割情報を提供する。
⑩ 被保険者へ保険料の決定通知等を送付する。

５　給付

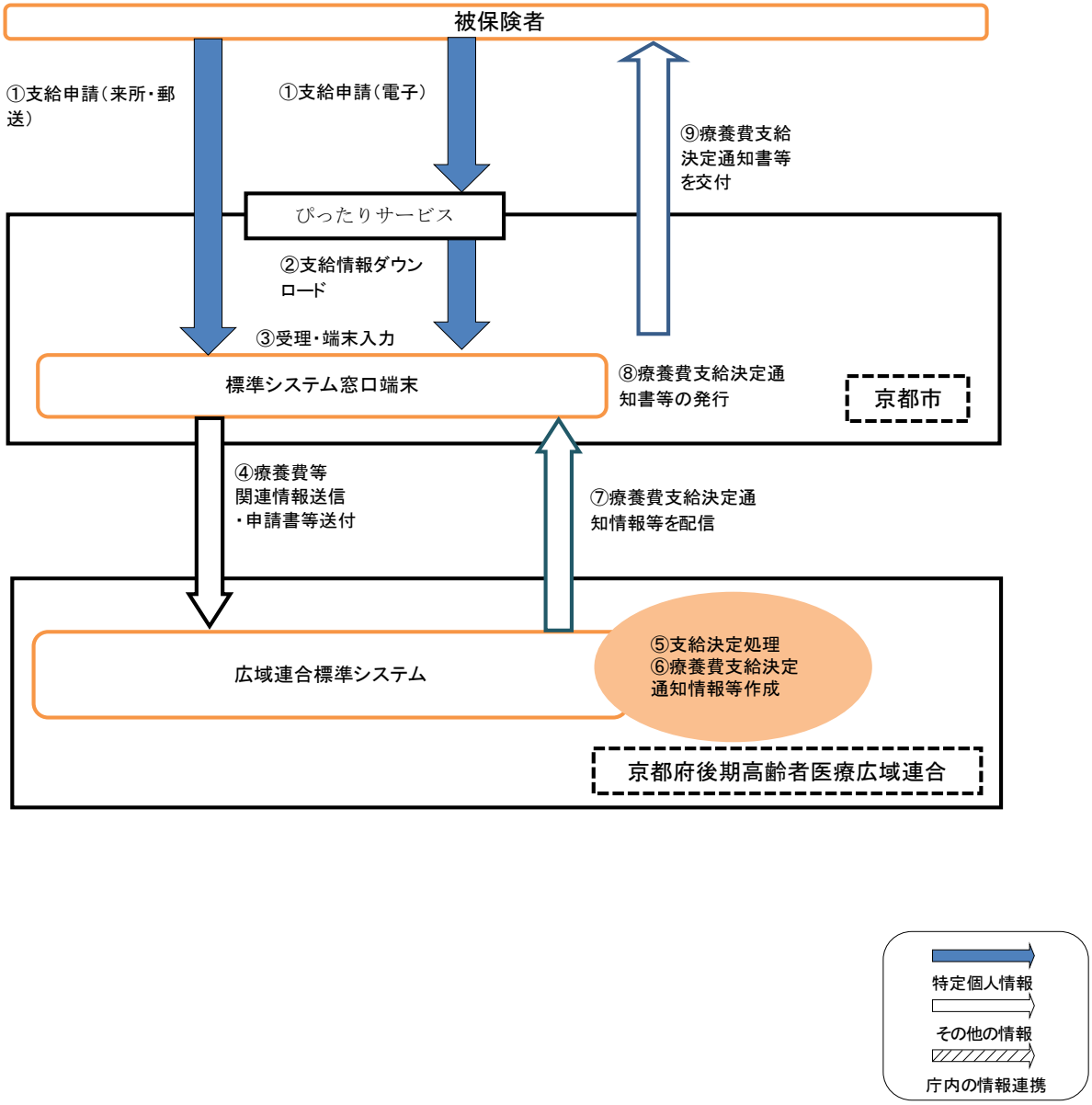

（備考）

５　給付
①　被保険者は療養費等の申請書等を提出する。紙（持参又は郵送）による受付と、電子による受付も行う。
②　電子申請の場合は、LGWAN端末を用いて、ぴったりサービスから申請情報を取得し、紙で出力する。
③　申請書を受理し、内容等を確認しながら、申請情報を窓口端末に入力する（給付の種別により、広域連合が直接広域連合標準システムに入力する案件もある）。
④　窓口端末から広域連合の標準システムに入力した療養費等関連情報が送信される。また、受領した申請書等を広域連合に送付する。
⑤　広域連合標準システムにて、送付された療養費等関連情報に基づき、支給決定処理を行う。
⑥　広域連合標準システムにて、療養費支給決定通知情報等が作成される。
⑦　広域連合標準システムから窓口端末に、「療養費支給決定通知情報」等を配信する。
⑧　窓口端末に表示した情報を確認し、療養費支給決定通知書等の発行を行う。
⑨　療養費支給決定通知書等を交付する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者医療情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であったものの一部
	その必要性	被保険者の管理、保険料の賦課・徴収及び医療の給付において、被保険者の手続きの簡略化及び公平・公正な事務運用が可能となる。
④記録される項目		[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[○] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　公金受取口座情報　）
	その妥当性	①個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するために必要。 ②4情報、連絡先及びその他住民票関係情報は、ア被保険者の資格管理のため、イ本人への連絡等のため、ウ死亡・転出などによる世帯情報の変更による一部負担金の割合の変更を確認するためにそれぞれ必要。 ③地方税関係情報は一部負担金の限度額判定、標準負担額減額認定判定区分及び保険料賦課決定・減免判定等に必要。 ④健康・医療関係情報は資格管理を適正に行うために必要。 ⑤医療保険関係情報は資格管理を適正に行うために必要。 ⑥介護・高齢者福祉関係は資格管理を適正に行うために必要。 ⑦障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報は被保険者資格の得喪に必要。 ⑧年金関係情報は保険料特別徴収の決定に必要。 ⑨公金受取口座情報は保険料還付、給付等の振込先を把握するために必要。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		京都市　保健福祉局　福祉のまちづくり推進室

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局（障害保健福祉推進室、健康長寿のまち・京都推進室、介護ケア推進課） ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合、デジタル庁等 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村、京都府後期高齢者医療広域連合 ） [ ] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ 地方公共団体情報システム機構 ）
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [ ] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報連携機能 ）
③入手の時期・頻度	＜広域連合からの入手＞ 本市は広域連合より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 ①資格管理業務 ・被保険者情報：後期高齢者医療の被保険者情報等については、番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、日次の頻度。 ・資格確認書発行用情報（資格確認書に関する情報）：資格確認書の情報等については、番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、日次の頻度。 ・住所地特例者情報：住所地特例者の情報等については、番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、月次の頻度。 ②賦課業務 ・保険料情報：保険料算定結果の情報および賦課計算の元となる情報等については、番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、月次の頻度。 ③給付業務 ・療養費申請情報：療養費申請情報等については、番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、届き次第送付。 ＜本人又は本人の代理人からの入手＞ 高齢者医療確保法律施行規則に記載されている申請等を受けた都度必要に応じて入手する。 ＜本市共通システム基盤の情報連携機能により入手＞ 本市共通システム基盤の情報連携機能等により、以下の情報を入手している。 ①住基関係情報：日次（住民の個人番号を含む。） ②地方税関係情報：月次 ③健康・医療関係情報：随時 ④障害者福祉関係情報：月次 ⑤生活保護関係情報：随時 ⑥介護特別徴収情報：月次 ⑦介護保険施設情報：随時 ⑧国保関係情報：月次 ＜情報提供ネットワークシステムにより入手＞ 調査が必要になった都度入手する。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにより入手＞ 本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。

④入手に係る妥当性		＜広域連合からの入手＞ 1 入手に係る根拠 市と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、当市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。 なお、市町村が番号法第9条第1項別表の85の項の事務を実施するにおいて、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは妥当である。 2 入手の時期・頻度の妥当性 ①資格管理業務 ・被保険者情報：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。 ・資格確認書発行用情報（資格確認書に関する情報）：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに資格確認書を発行する必要があるため日次。 ・住所地特例者情報：被保険者資格に関する異動が発生し、住所地特例による被保険者資格を取得した者について、資格喪失者と区別して、引き続き当市にて保険料徴収に関する事務を行う必要があるため月次。 ②賦課業務 ・保険料情報：被保険者資格の喪失による保険料の減額等を当市の賦課情報に反映して、保険料の精算等を行う必要があるため月次。 ③給付業務 ・療養費申請情報：療養費申請情報等について、届き次第送付。 3 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通信回線の公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 ＜本人又は本人の代理人からの入手＞ 番号法第9条第1項別表の85の項に規定され、高齢者医療確保法施行規則に規定する届出及び申請を受けた都度必要に応じて入手する。 ＜本市共通システム基盤の情報連携機能により入手＞ 番号法第9条第2項に基づく条例に規定され、迅速かつ効率的な対応が行える程度で情報を入手する。 ＜情報提供ネットワークシステムにより入手＞ 法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第117項に規定され、調査が必要になった都度入手する。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムにより入手＞ 番号法第14条第2項に規定され、調査が必要になった都度入手する。
⑤本人への明示		①使用目的を文書または口頭で本人に明示したうえで入手する。 ②本市共通システム基盤の情報連携機能により入手を行うことは、番号法第9条第2項に基づく条例にて明示されている。 ③情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第117項にて明示されている。 ④住民基本台帳ネットワークシステムを通じた入手については、番号法第14条第2項において地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。
⑥使用目的 ※		高齢者医療確保法及び関係法令による後期高齢者医療の資格・賦課・徴収・給付に関する事務を適正に行う。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	保険福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金担当、各区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当、京北出張所保健福祉第一担当
	使用者数	［　100人以上500人未満　］ ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上

⑧使用方法 ※		①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③厚生労働大臣又は共済組合から入手した年金受給情報を基に特別徴収対象者を決定し、厚生労働大臣又は共済組合に同対象者を通知し同対象者の情報を管理する。 ④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑥被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。 ⑦公金受取口座情報を基に、保険料の還付を行う。
	情報の突合 ※	①住基情報と申請内容を突合して被保険者及び同一世帯員を確認する。 ②地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合して所得額を確認する。 ③年金関係情報と保険料額を突合して特別徴収を決定する。 ④マイナンバー連携システムの情報と住登外者の申請・届出内容を突合し、住登外者を確認する。 ⑤保険料還付のため、被保険者情報と公金受取口座情報を突合する。
	情報の統計分析 ※	保険料賦課・徴収の集計、決算処理等個人番号を用いない統計分析を行うが、個人番号を用いた統計分析は行わない。また、特定の個人を判別しうるような情報の統計や情報の分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	①被保険者資格決定 ②保険料賦課額決定 ③保険料の督促・還付決定 ④期割決定 ⑤給付金決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		システムのオペレーション業務委託
①委託内容		システムにて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの安定稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社京信システムサービス

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先の名称、業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先の取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け諾否を判断する。
	⑨再委託事項	汎用電子計算機及び周辺装置操作業務におけるオペレーション
委託事項2～5		
委託事項2		システムの運用保守委託
①委託内容		システムの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの安定稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [○]その他　（ 庁舎内にてシステム機器を直接操作 ）
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社を代表とするコンソーシアム
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		後期高齢者医療保険の給付業務の事務委託
①委託内容		後期高齢者医療保険の給付業務のうち、以下の業務の受付、支給事務、システム入力作業等。 療養費、高額療養費（外来年間合算含む）、高額介護合算療養費、葬祭費、第三者行為、医療費通知等

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	後期高齢者医療保険の被保険者
	その妥当性	民間の保有する高度な知識・技術を活用することにより、コストの低減及び効率的な事務処理を行うことが可能となる。
③委託先における取扱者数		[1,000人以上] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線　[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[○] 紙 [ ] その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として本市のWebサイトに公開する。
⑥委託先名		パーソルテンプスタッフ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[ ] 提供を行っている　（　）件　[○] 移転を行っている　（ 5 ）件 [ ] 行っていない
提供先1		

提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	行財政局 税務部
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	個人市民税賦課に関する事務
③移転する情報	後期高齢者医療制度の保険料納付額情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	前年に保険料調定がある被保険者
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	年次（1月）
移転先2～5	
移転先2	保健福祉局　福祉のまちづくり推進室
①法令上の根拠	番号法第9条2項に基づく条例
②移転先における用途	国民健康保険における旧国保被保険者の資格管理
③移転する情報	後期高齢者医療の資格取得日及び資格喪失日
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 本市共通システム基盤の情報連携機能　）

⑦時期・頻度	月次
移転先3	保険福祉局　福祉のまちづくり推進室　保険年金担当
①法令上の根拠	番号法第9条2項に基づく条例
②移転先における用途	重度障害老人健康管理費の支給事務
③移転する情報	後期高齢者医療の資格・賦課・収納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	重度障害老人健康管理費支給対象者
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 本市共通システム基盤の情報連携機能　）
⑦時期・頻度	随時
移転先4	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
①法令上の根拠	番号法第9条2項に基づく条例
②移転先における用途	高額医療合算介護サービス費の支給
③移転する情報	高額医療高額介護合算療養費の計算内訳と計算結果
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高額医療高額介護合算療養費を申請した被保険者
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 本市共通システム基盤の情報連携機能　）
⑦時期・頻度	月次
移転先5	京都府後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】 高齢者医療確保法第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 高齢者医療確保法第48条、第54条第1項、第138条 市と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当市が京都府広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、当市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。

②移転先における用途	被保険者資格の管理(高齢者医療確保法第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者医療確保法第67条等)や保険料の賦課(高齢者医療確保法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報管理。
③移転する情報	1 資格管理業務 ①被保険者資格に関する届出 転入時等に当市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 ②住民基本台帳情報 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ③住登外登録情報 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民登外登録情報(世帯単位)。 2 賦課・収納業務 ①所得・課税情報 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報。 ②期割情報 当市が実施した期割保険料の情報。 ③収納情報 当市が収納及び還付充当した保険料の情報。 ④滞納者情報 当市が管理している保険料滞納者の情報。 3給付情報 ①被保険者の各種給付に関する申請 当市窓口において受け付けた給付申請情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者 (本人申請に基づき認定した者) ②世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ③過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム　[○] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	①資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。 ②住民基本台帳情報 ・個人番号として一括で移転 ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 ③住登外登録情報 ・個人番号として一括で移転 ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 ④賦課・収納業務 ・所得・課税情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 ・期割情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 ・収納情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 ・滞納者情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 ⑤給付業務 ・申請がある都度

移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所　※		＜京都市における措置＞ ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており、入退室管理を静脈認証により行っている。 ②サーバー室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ③申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	［　定められていない　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	保管期間については、業務ごとに定められているため、後期高齢者医療事務情報ファイル全体で同一の保管期間は定められていない。
③消去方法		＜京都市における措置＞ ①保管期間を過ぎたものについては、システム内で削除処理を実行する。 ②紙書類については、規定に基づき外部業者による溶解処理を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ぴったりサービスにおける措置＞ ・LGWAN端末に保存した個人番号付電子申請データは、処理終了後不要となったタイミングで完全消去する。
7. 備考		
－		

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

＊業務個人番号は番号法導入前より使用している後期高齢者医療システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

業務共有作業	AW3ポインタ	パラメータ区分	住基ネット(統一文)コード
APWK領域	AW4ポインタ	パラメタ領域	
パスワード領域	自動付番情報	ユーザSPA情報	
端末管理領域	自動付番・連番(共通)	データ	
端末台数	処理事由情報	統計JNL／共通部	
端末管理テーブル	外部事務事由	共通部	
端末管理テーブル番号	外部事務コード	処理日	
端末名	外部処理事由	処理区	
端末設置場所コード	内部事務事由	端末名称	
プリンタ接続情報	内部事務コード	処理時間テーブル	
初期接続プリンタ情報	内部処理事由	処理時間	
初期接続プリンタテーブル	処理名	操作者情報	
初期接続テーブル番号	SPA区分	IDカード	
接続プリンタ(VD)情報	排他区分	操作者コード	
接続プリンタテーブル	続行区分テーブル	職員コード	
プリンタ(VD)区分	続行区分	業務情報	
プリンタ(VD)名	元先区分	内部事務コード	
処理ワーク情報管理領域	検索キー種別テーブル	内部処理事由	
処理ワークテーブル	検索キー種別・元個人TBL	受信情報	
処理ワーク開始相対番号	検索キー種別・元個人	受信キー	
処理ワーク最終相対番号	検索キー種別・先個人TBL	正常終了サイン	
処理ワークテーブル2	検索キー種別・先個人	データ区分領域	
処理ワーク開始相対番号2	戻り画面レベル	データ区分	
処理ワーク最終相対番号2	許可テーブル	統計ジャーナル情報	
端末利用者管理領域	許可サイン	レコード情報	
端末利用者管理テーブル	更新情報	統計JNL／処理部	
端末利用者区分	更新日	処理部	
端末利用者職員コード	区情報	宛名番号	
パラメータ領域	区コード(補数)	宛名氏名	
賦課対象年度情報	適用開始日(補数)	操作者氏名	
賦課対象年度テーブル	住所	出力枚数情報	
賦課対象年度	代表電話番号	帳票出力枚数	
現年度	市・区支所名	端末管理情報	
収納取り扱い年度	部名	業務コード	
延滞金率	課名	端末名称	
バッチ例月処理日サイン	担当情報	端末設置場所	
例月バッチ処理日	担当名	区コード	
滞繰決算処理日	電話番号	管轄コード	
現年決算処理日	区コード	初期接続プリンタテーブル	
旧年度会計〆切日	適用開始日	テーブル番号	
税調可能期間テーブル	郵便番号	接続プリンタテーブル	
税調年度	画面表示用担当名	接続プリンタ	
税調可能開始日	メッセージ情報	VD区分	
日付領域	業務コード	VD名(仮想宛先)	
処理日和暦	一連番号	文字コードテーブル	
処理日西暦	カラー	書体	
75歳到達生年月日	メッセージ	区	
65歳到達生年月日	ページング情報	点	
ポインタエリア	データ	G1入力サイン	
AW2ポインタ	パラメータ情報	残存文字該当サイン	

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

宛名

＊業務個人番号は番号法導入前より使用している後期高齢者医療システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

宛名リンク情報A	住所文字数	氏名	宛名番号
宛名番号	方書	生年月日（和暦）	氏名区分
被保険者番号	補記サイン	性別	個人情報
更新情報	住所補記サイン	更新情報	住所コード
更新区	方書補記サイン	更新区	住所
区コード	京都市最終住所情報	区コード	氏名
管轄コード	京都市最終住所コード	管轄コード	生年月日（和暦）
更新日	区	更新日	性別
更新時間	学区	更新時間	更新情報
宛名リンク情報B	町	後期個人番号リンク情報	更新区
被保険者番号	履歴番号	宛名番号	区コード
宛名番号	個人情報	業務個人番号	管轄コード
更新情報	氏名カナ	後期世帯番号情報	更新日（和暦）
更新区	氏名	後期世帯番号	更新時間
区コード	氏名補記サイン	識別区分	送付先情報
管轄コード	生年月日	世帯番号（補数）	被保険者番号
更新日	性別	連携サイン	住所コード
更新時間	外国人区分	更新情報	区
新規発生宛名番号情報	外国人固有情報	更新日	学区
宛名番号	通称名カナ	更新時間	町
生年月日索引情報	通称名	国籍辞書情報	郵便番号
生年月日	通称名補記サイン	清音カナ	住所文字
カナ氏名	在留資格	国籍コード	住所文字数
宛名番号	在留期間	国籍名	住所
氏名区分	在留期間（日数）	方書情報	方書
個人情報	在留終了日	宛名番号	電話番号
住所コード	国籍コード	住定日（和暦）	送付先区分
住所	住民日情報	方書	更新情報
氏名	住民日	更新情報	更新区
性別	住民事由	更新区	区コード
更新情報	最終異動情報	区コード	管轄コード
更新区	最終異動日	管轄コード	更新日
区コード	最終異動事由	更新日	更新時間
管轄コード	消除情報	更新時間	転出先情報
更新日	消除日	住登外連絡データ	宛名番号
更新時間	消除事由	宛名番号	住所コード
住登外情報	除票整理サイン	履歴番号	市外区分
宛名番号	更新情報	操作員コード	市外住所コード
履歴番号	更新区	現履歴住登外レコード	郵便番号
現住所情報	区コード	前履歴住登外レコード	住所文字
住所コード（市内）	管轄コード	連携サイン	住所文字数
区	更新日	更新情報	住所
学区	更新時間	更新区	方書
町	住所索引情報	区コード	更新情報
住所コード（市外）	住所コード	管轄コード	更新区
市外住所サイン	カナ氏名	更新日	区コード
住所コード	宛名番号	更新時間	管轄コード
郵便番号	氏名区分	氏名索引情報	更新日
住所	個人情報	区コード	更新時間
住所文字	住所	カナ氏名	住民・外登・住登外共通

レコード情報	市区町村作成日情報	行政区コード	郵便番号
レコード識別子	市区町村作成年月日（西暦）	現都道府県名情報	住所文字
レコード番号	市区町村作成時刻	現市区町村名情報	住所文字数（市区）
個人区分コード	ヘッダレコード	現住所情報	住所文字数（通り名）
業務個人番号	レコード情報	現住所	住所文字数（町名）
世帯番号	レコード識別子	現郵便番号	住所文字数（番地）
氏名（カナ）	レコード番号	前住所情報	住所
通称名（カナ）	情報種別	前住所・コード情報	方書
氏名	媒体区分	転入前都道府県コード	氏名（カナ）
通称名	ボリューム通番	転入前市区町村コード	氏名（漢字）
個人情報	地方公共団体コード	転入前都道府県名情報	通称名（カナ）
本名通称名区分コード	保険者番号	転入前市区町村名情報	通称名（漢字）
外国人区分コード	作成年月日（西暦）	転入前住所情報	生年月日
生年月日情報	作成時刻	転入前住所	性別
生年月日年号コード	コードテーブル	転入前郵便番号	補記サイン
生年月日（西暦）	住民・外登・住登外共通2	転出先情報	住所補記サイン
生年月日設定フラグ	レコード情報	転出先・コード情報	方書補記サイン
性別コード	レコード識別子	転出先都道府県コード	氏名補記サイン
続柄	レコード番号	転出先市区町村コード	通称名補記サイン
異動年月日（西暦）	個人区分コード	転出先都道府県名情報	最終異動事由
異動届出年月日（西暦）	業務個人番号	転出先市区町村名情報	通称名使用サイン
異動事由コード	世帯番号	転出先住所情報	点字サイン
世帯登録区分コード	氏名カナ情報	転出先住所	連絡先電話番号
住民年月日（西暦）	氏名カナ	転出先郵便番号	住民情報
消除年月日（西暦）	通称名カナ情報	外登固有情報	住登区分
現住所情報	通称名カナ	国籍コード	最終異動日
現住所・コード情報	氏名情報	在留資格コード	転出異動日
現都道府県コード	氏名	在留開始年月日（西暦）	住民日
現市区町村コード	通称名情報	在留終了年月日（西暦）	住定日
現町名コード	通称名	市区町村作成日情報	バーコード（漢字）
行政区コード	個人情報	市区町村作成年月日（西暦）	世帯主（漢字）
現住所	本名通称名区分コード	市区町村作成時刻	続柄
現郵便番号	外国人区分コード	後期宛名マスター	後期分割宛名マスター
前住所情報	生年月日情報	宛名番号	宛名番号
前住所・コード情報	生年月日年号コード	徴収コード	徴収コード
転入前都道府県コード	生年月日（西暦）	被保険者番号	被保険者番号
転入前市区町村コード	生年月日設定フラグ	被保険者管理区コード	被保険者管理区コード
転入前住所	性別コード	連番（01からの連番）	連番（01からの連番）
転入前郵便番号	続柄	宛名区分	宛名区分
転出先情報	異動年月日（西暦）	作成期	作成期
転出先住所・コード情報	異動届出年月日（西暦）	後期管理区分	後期管理区分
転出先都道府県コード	異動事由コード	世帯番号	住所コード（京都市内）
転出先市区町村コード	世帯登録区分コード	国籍区分	区
転出先住所	住民年月日（西暦）	住所コード（京都市内）	学区
転出先郵便番号	消除年月日（西暦）	区	町
外登固有情報	現住所情報	学区	郵便番号
国籍コード	現住所・コード情報	町	住所1サイン
在留資格コード	現都道府県コード	住所コード（京都市外）	住所1
在留開始年月日（西暦）	現市区町村コード	市外住所サイン	住所2サイン
在留終了年月日（西暦）	現町名コード	住所コード	住所2

住所3サイン	区	町	世帯主編集区分
住所3	学区	前住所コード（再定義）	ソート用本人氏名カナ
住所4サイン	町	市外サイン	ソート用世帯主名カナ
住所4	管轄コード	自治体コード	京都市民となった日情報
住所5サイン	文字数	前住所管轄コード	異動事由
住所5	市区名	転出先情報	異動日
住所6サイン	通り名	転出先コード	異動日（再定義）
住所6	町名	区	処理時間
住所7サイン	番地	学区	生年月日設定フラグ
住所7	住所漢字	町	後期宛名番号
方書1	方書漢字	転出先コード（再定義）	後期・新住基異動マスタ
方書2	世帯主名	市外サイン	日本人異動マスタ
氏名（カナ）	世帯主名漢字	自治体コード	出力（処理）時刻
宛先氏名（漢字）	世帯主名カナ	転出先管轄コード	処理日
宛先氏名（漢字）	業務個人情報	住所2情報	年（西暦）
氏名（カナ・本名）	氏名	使用区分	処理日（再定義）
氏名（漢字・本名）	氏名漢字	文字数	処理時刻
生年月日	氏名カナ	住所漢字	処理時刻（再定義）
性別	生年月日	方書漢字	業務個人番号
補記サイン	生年月日（再定義）	補記サイン	異動サイン
住所補記サイン	性別	住所	住民サイン
方書補記サイン	続柄	方書	世帯コード（異動後）
氏名補記サイン	最終異動情報	転出日情報	区コード
通称名補記サイン	異動事由	異動事由	管轄コード
通称名使用サイン	異動日	異動日	世帯番号
点字サイン	異動日（再定義）	異動日（再定義）	世帯コード（異動前）
連絡先電話番号	届出日	届出日	区コード
住登区分	届出日（再定義）	届出日（再定義）	管轄コード
バーコード（漢字）	住民となった日情報	同一個人番号連番	世帯番号
世帯主（漢字）	異動事由	処理日	個人最終異動
続柄	異動日	処理日（再定義）	最終異動事由
連携用世帯構成員情報	異動日（再定義）	続柄ソート用氏名	最終異動日
宛名番号	届出日	現住所郵便番号	最終異動日（再定義）
世帯番号	届出日（再定義）	現住所　バーコード用文字列	最終届出日
業務個人番号	住所を定めた日情報	転出先郵便番号	最終届出日（再定義）
後期世帯番号	異動事由	転出先　バーコード用文字列	構成員情報
住登区分	記載事由	消除情報	住民区分
異動連携対象世帯員決定	異動日	消除事由	住登区分
宛名番号	異動日（再定義）	消除日	業務個人番号
世帯番号	届出日	消除日（再定義）	除票番号
異動事由コード	届出日（再定義）	消除届出日	現住所情報
後期・住基バッチマスター	補記サイン	消除届出日（再定義）	住所コード
業務個人番号	住所	西暦生年月日	区コード
住登区分	方書	西暦生年月日（再定義）	学区コード
除票番号	世帯主名	世帯内順位	町コード
世帯番号	氏名	外国人世帯主情報	管轄コード
住民区分	前住所情報	世帯主英字氏名	現住所文字数
世帯情報	前住所コード	世帯主英字カナ	文字数1（市＋区）
現住所	区	補記サイン等	文字数2（通り名）
住所コード	学区	世帯主英字氏名	文字数3（町名）

文字数4（番地以降）	学区コード	世帯主名補記	世帯主名
住所漢字	町コード	世帯主名（漢字）	世帯主名漢字
方書漢字	住所コード（再定義）・市外	世帯主名（アルファベット）	世帯主名カナ
世帯主名情報	市外サイン	世帯主通称名	個人情報
世帯主氏名編集区分	自治省コード	氏名補記	氏名
世帯主名漢字	管轄コード	氏名	氏名漢字
世帯主名カナ	前住所文字数	本籍補記	氏名カナ
世帯主名アルファベット	前住所漢字	本籍	生年月日
世帯主名アルファベットカナ	前住所方書漢字	筆頭者	生年月日（再定義）
世帯主通名ありサイン	転出先情報	前住所補記	性別
世帯主通名漢字	住所コード	前住所	続柄
世帯主通名カナ	区コード	前住所方書	最終異動情報
氏名情報	学区コード	転出先補記	異動事由
氏名漢字	町コード	転出先住所	異動日
氏名カナ	住所コード（再定義）・市外	転出先方書	異動日（再定義）
生年月日	市外サイン	最終登録地補記	届出日
生年月日（再定義）	自治省コード	最終登録地	届出日（再定義）
性別	管轄コード	最終登録地方書	住民となった日情報
世帯主との続柄	転出先文字数	現住所郵便番号	異動事由
続柄1	転出先漢字	現住所　バーコード用文字列	異動日
続柄2	転出先方書漢字	転出先郵便番号	異動日（再定義）
続柄3	転出異動情報	転出先　バーコード用文字列	届出日
住民となった日情報	転出異動事由	京都市民となった日情報	届出日（再定義）
住民異動事由	転出異動日	京都市民異動事由	住所を定めた日情報
住民異動日	転出異動日（再定義）	京都市民異動日	異動事由
住民異動日（再定義）	転出届出日	京都市民異動日（再定義）	記載事由
住民届出日	転出届出日（再定義）	生年月日設定フラグ	異動日
住民届出日（再定義）	消除情報	後期宛名番号	異動日（再定義）
住所を定めた日情報	消除異動事由	後期・外登バッチマスタ	届出日
住定異動事由	消除異動日	住基バッチマスタ（外国人）	届出日（再定義）
住定記載事由	消除異動日（再定義）	業務個人番号	補記サイン
住定異動日	消除届出日	住登区分	住所
住定異動日（再定義）	消除届出日（再定義）	除票番号	方書
住定届出日	世帯主名（旧）漢字	世帯番号	世帯主名
住定届出日（再定義）	最終登録地情報	住民区分	氏名
本籍・筆頭者情報	住所コード	日本人外国人共通情報領域	前住所情報
住所コード	区コード	世帯情報	前住所コード
区コード	学区コード	現住所	区
学区コード	町コード	住所コード	学区
町コード	住所コード（再定義）・市外	区	町
住所コード（再定義）・市外	市外サイン	学区	前住所コード（再定義）
市外サイン	自治省コード	町	市外サイン
自治省コード	管轄コード	管轄コード	自治体コード
管轄コード	最終登録地文字数	文字数	前住所管轄コード
本籍文字数	最終登録地住所漢字	市区名	転出先情報
本籍漢字	最終登録地方書漢字	通り名	転出先コード
筆頭者名漢字	補記サイン	町名	区
前住所情報	現住所補記	番地	学区
住所コード	現住所	住所漢字	町
区コード	現住所方書	方書漢字	転出先コード（再定義）

市外サイン	外国人住民となった日情報	管轄コード	住民異動日（再定義）
自治体コード	異動事由	世帯番号	住民届出日
転出先管轄コード	異動日	最終異動情報領域	住民届出日（再定義）
住所2情報	異動日（再定義）	最終異動事由	住所を定めた日情報
使用区分	届出日	変更年月日	住定異動事由
文字数	届出日（再定義）	変更日	住定異動日
住所漢字	外国人名情報	申請年月日	住定異動日（再定義）
方書漢字	英字氏名	届出日	住定届出日
補記サイン	英字カナ	構成員情報	住定届出日（再定義）
住所	通称名情報	住民区分	前居住地情報
方書	通名漢字	住登区分	前居住地住所コード
転出日情報	通名カナ	業務個人番号	区コード
異動事由	補記サイン	除票番号	学区コード
異動日	英字氏名	現住所情報	町コード
異動日（再定義）	通称名	住所コード	住所コード（再定義）
届出日	氏名編集区分	区	種別サイン
届出日（再定義）	本人通名有無区分	学区	全国住所コード
同一個人番号連番	在留資格情報	町	管轄コード
処理日	在留資格	管轄コード	前居住地文字数
処理日（再定義）	中長期区分	住所文字数	前居住地
続柄ソート用氏名	在留期間	住所漢字	前居住地（方書）
現住所郵便番号	在留期間満了日	方書漢字	転出先情報
現住所　バーコード用文字列	在留カード等の番号情報	世帯主名情報	住所コード
転出先郵便番号	在留カード等の番号種別	世帯主氏名編集区分	区コード
転出先　バーコード用文字列	在留カード等の証明書番号	世帯主通名有無サイン	学区コード
消除情報	証明書交付年月日	主名漢字	町コード
消除事由	外登証番号	主名漢字カナ	住所コード（再定義）
消除日	外登証明書交付年月日	主名アルファベット	種別サイン
消除日（再定義）	国籍情報	主名アルファベットカナ	全国住所コード
消除届出日	国籍	主通名漢字	管轄コード
消除届出日（再定義）	国籍コード	主通名カナ	転出先文字数
西暦生年月日	後期・新外国人異動マスター	氏名情報	転出先居住地
西暦生年月日（再定義）	外国人異動マスター	本人氏名編集区分	転出先居住地（方書）
世帯内順位	ジャーナル出力時刻領域	本人通名有無サイン	消除異動情報
外国人世帯主情報	処理日	本名漢字	消除異動事由
世帯主英字氏名	処理日（再定義）	本名カナ	消除異動日
世帯主英字カナ	処理時刻	本名アルファベット	消除異動日（再定義）
補記サイン等	処理時刻（再定義）	本名アルファベットカナ	消除届出日
世帯主英字氏名	業務個人番号	通称名漢字	消除届出日（再定義）
世帯主編集区分	異動サイン	通称名カナ	補記サイン
ソート用本人氏名カナ	住民サイン	性別	現住所補記
ソート用世帯主名カナ	異動新旧区分	生年月日	現住所
京都市民となった日情報	伴う異動サイン	世帯主との続柄	現住所方書
異動事由	日本人外国人共通情報領域	続柄1	世帯主名補記
異動日	世帯コード（異動後）	続柄2	主名漢字
異動日（再定義）	区コード	続柄3	主名アルファベット
処理時間	管轄コード	最新世帯主区分	主通名漢字補記
生年月日設定フラグ	世帯番号	住民となった日情報	氏名補記
後期宛名番号	世帯コード（異動前）	住民となった事由	本名漢字
外国人固有情報領域	区コード	住民異動日	本名アルファベット

通称名漢字	転出届出日	性別
前住所補記	転出届出日（再定義）	続柄コード
前住所	生年月日設定フラグ	異動情報
前住所方書	後期宛名番号	異動年月日（西暦）
転出先補記	はり・きゅうマスタ	異動届出年月日（西暦）
転出先	宛名番号	異動事由コード
転出先方書	氏名（カナ）	世帯登録区分コード
現住所郵便番号	氏名（漢字）	住民年月日（西暦）
現住所郵便番号（旧Fマット	氏名（カナ）	消除年月日（西暦）
現住所郵便番号（旧）	通称名（漢字）	現住所情報
転出先郵便番号	郵便番号	現都道府県コード
転出先郵便番号（旧Fマット	住所コード	現市町村コード
転出先郵便番号（旧）	区	現町名コード
外国人固有情報領域	学区	行政区コード
更新日	町	郵便番号
国籍情報	文字数	転入前情報
国籍コード	市区名	転入前都道府県コード
国籍	通り名	転入前市町村コード
在留資格情報	町名	転入前郵便番号
在留資格	番地	転出先情報
中長期区分	住所	転出先都道府県コード
在留期間情報	方書	転出先市町村コード
在留期間	生年月日	転出先郵便番号
在留期間満了日	年月日	外国人固有情報
その他関連情報	年齢	国籍コード
在留カード等の番号情報	性別	在留資格コード
在留カード等の番号種別	電話番号（自宅）	在留開始年月日
在留カード等の証明書番号	電話番号（勤務先）	在留終了年月日
証明書交付年月日	電話番号（申込書）	市町村作成情報
外登証番号	補記サイン	市町村作成年月日（西暦）
外登証明書交付年月日	住所	市町村作成時刻
外国人住民となった日情報	方書	後期高齢者医療保険者番号
異動事由	氏名	処理年月日（西暦）
異動日	通称名	予備領域
届出日	通称名有無サイン	登録情報
その他記載情報	処理日	登録年月日（西暦）
その他記載サイン	住民基本台帳情報	登録時刻
その他記載サイン2	地方公共団体コード	更新情報
京都市民となった日情報	個人区分コード	更新年月日
京都市民となった事由	業務個人番号	更新時刻
京都市民異動日	履歴通番	排他キー
京都市民異動日（再定義）	最新履歴フラグ	連携情報
内部処理コード	管理元市町村番号	個人番号
内部処理事由	世帯番号	団体内統合宛名番号
内部処理事由サブ	本名通称名区分コード	情報提供用個人識別符号
ジャーナル出力日	外国人区分コード	情報提供等記録
転出予定情報	生年月日情報	氏名
転出異動事由	生年月日年号コード	住所
転出異動日	生年月日（西暦）	性別
転出異動日（再定義）	生年月日設定コード	生年月日

公金受取口座情報

公金受取口座利用希望有

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

資格

＊業務個人番号は番号法導入前より使用している後期高齢者医療システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

徴収コード情報	点字サイン	特記事項情報	作成年月日（西暦）
被保険者番号	特記サイン	被保険者番号	作成時刻
履歴番号（99から連番）	連絡先TEL	特記事項	行政区
徴収番号	有期認定期限（元号年月）	更新情報	エラーフラグ
被保険者管理区コード	有期認定サイン	更新区	被保険者情報2
連番（01からの連番）	更新情報	区コード	個人区分コード
徴収コードC／D	更新区	管轄コード	業務個人番号
更新情報	区コード	更新日	被保険者番号
更新区	管轄コード	処理時間	被保険者資格取得事由コード
区コード	更新日	処理事由コード	被保険者資格取得日（西暦）
管轄コード	更新時間	業務コード	被保険者資格喪失事由コード
更新日	後期高齢管理2次索引1	処理事由	被保険者資格喪失日（西暦）
更新時間	管理区	疑義リスト用データ	保険番号適用開始日（西暦）
住所地特例者情報	適用開始日	管理マスタ情報	保険番号適用終了日（西暦）
被保険者番号	取得理由	氏名カナ	氏名（カナ）
住所地特例情報	被保険者番号	生年月日	生年月日（西暦）
住所地特例区分	履歴番号（99から連番）	性別	性別コード
住所地特例適用開始日	後期高齢管理2次索引2	住所	現住所情報
住所地特例適用終了日	管理区	資格確認書作成一覧用データ	現都道府県名
住所地特例作成日	適用終了日	業務個人番号	現市区町村名
作成時刻	喪失理由	被保険者番号	現住所
更新情報	被保険者番号	交付年月日	作成年月日（西暦）
更新区	履歴番号（99から連番）	氏名漢字	作成時刻
区コード	届出審査連絡データ	生年月日	行政区コード2桁
管轄コード	宛名番号	性別	資格確認書発行用情報
更新日	宛名区分	発効期日	レコード情報
更新時間	業務個人番号	有効期限（和暦）	レコード識別子
後期高齢管理マスタ	操作員コード	一部負担金の割合	レコード番号
被保険者番号	世帯番号	作成年月日（西暦）	資格確認書発行用情報
履歴番号（99から連番）	業務個人番号	管理区	個人区分コード
被保険者情報	後期世帯番号	被保険者情報	業務個人番号
取得日（台帳登録日）	連携サイン	レコード情報	証区分コード
取得理由	更新情報	レコード識別子	被保険者番号
喪失日（和暦）	更新区	レコード番号	交付年月日（和暦）
喪失理由	区コード	個人区分コード	氏名（カナ）
保険者適用情報	管轄コード	業務個人番号	氏名（漢字）
保険者番号情報	更新日	被保険者番号	生年月日（和暦）
法別番号	更新時間	被保険者資格取得事由コード	性別
保険者番号	資格確認書作成情報	被保険者資格取得日（西暦）	住所情報
都道府県コード	被保険者番号	被保険者資格喪失事由コード	都道府県（漢字）
市区町村コード	証発行情報	被保険者資格喪失日（西暦）	市区町村（漢字）
管理区	証区分	保険番号適用開始日（西暦）	住所（漢字）
適用開始日	有効期限	保険番号適用終了日（西暦）	発効期日
適用終了日	一部負担金の割合	氏名（カナ）	一部負担金の割合
広域連合作成日	更新情報	生年月日（西暦）	保険者番号
作成時刻	管理区	性別コード	保険者名称（漢字）
その他情報	区コード	現住所情報	宛名情報
旧被保険者番号	管轄コード	現都道府県名	宛名氏名（漢字）
新被保険者番号	更新日	現市区町村名	宛名都道府県コード
通称名使用サイン	更新時間	現住所	宛名市区町村コード

宛名町名コード	住所特例適用終了日（西暦）
宛名都道府県名（漢字）	現住所情報
宛名市区町村名（漢字）	現都道府県名
宛名住所（漢字）	現市区町村名
宛名郵便番号	現住所
作成年月日（西暦）	作成年月日（西暦）
作成時刻	作成時刻
エラーフラグ	エラーフラグ
資格確認書発行用情報	住所地特例者情報
個人区分コード	個人区分コード
業務個人番号	業務個人番号
証区分コード	被保険者番号
被保険者番号	氏名（カナ）
交付年月日（和暦）	生年月日（西暦）
氏名（カナ）	性別コード
氏名（漢字）	住所特例適用開始日（西暦）
生年月日（和暦）	住所特例適用終了日（西暦）
性別	現住所情報
住所情報	現都道府県名
都道府県（漢字）	現市区町村名
市区町村（漢字）	現住所
住所（漢字）	作成年月日（西暦）
発効期日	作成時刻
一部負担金の割合	エラーフラグ
保険者番号	連携情報
保険者名称（漢字）	団体内統合宛名番号
宛名情報	情報提供用個人識別符号
宛名氏名（漢字）	情報提供等記録
宛名都道府県コード	氏名
宛名市区町村コード	住所
宛名町名コード	性別
宛名都道府県名（漢字）	生年月日
宛名市区町村名（漢字）	
宛名住所（漢字）	
宛名郵便番号	
作成年月日（西暦）	
作成時刻	
エラーフラグ	
住所地特例者情報	
レコード情報	
レコード識別子	
レコード番号	
住所地特例者情報	
個人区分コード	
業務個人番号	
被保険者番号	
氏名（カナ）	
生年月日（西暦）	
性別コード	
住所特例適用開始日（西暦）	

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

賦課

＊業務個人番号は番号法導入前より使用している後期高齢者医療システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

調定情報	更新区	管轄コード	広域内転居喪失年月日
被保険者番号	区コード	更新日	賦課事由コード
年度相当	管轄コード	処理時間	賦課事由
賦課管理番号	更新日	処理事由コード	賦課決定年月日
履歴番号	処理時間	業務コード	所得割率
整理番号	処理事由コード	処理事由	賦課のもととなる所得金額
徴収コード	業務コード	特徴義務者コード情報	所得割額
被保険者番号	処理事由	特別徴収義務者番号	均等割額
被保険者管理区コード	特徴永年停止情報	特別徴収義務者コード	算出額
連番（01からの連番）	被保険者番号	特別徴収義務者名称の略称	賦課算定基準
住所コード（京都市内）	連番	レコード削除コード	賦課期日
区	申請情報	後期宛名マスタコンパクト	減額区分
学区	申請日	被保険者番号	軽減額
町	申請区	宛名番号	限度超過額
住所コード（京都市外）	申請登録日	宛名区分	年保険料額
市外住所サイン	申請解除情報	業務個人番号	月数
住所コード	解除日	徴収番号	月割減額
作成期	解除区	管理区	特別軽減区分
調定期	解除登録日	連番	月別資格テーブル
調定修正期	解除理由	後期管理区分	月別資格情報
通知書作成サイン	更新情報	氏名（漢字）	賦課算定基準2
履歴作成サイン	更新区	氏名補記サイン	賦課期日2
保険料計算結果	区コード	通称名使用サイン	減額区分2
保険料年額	管轄コード	氏名使用サイン	軽減額2
徴収方法区分	更新日	生年月日	限度超過額2
特徴義務者コード	処理時間	性別	年保険料額2
年金保険者番号	処理事由コード	住所コード	月数2
基礎年金番号	業務コード	区コード	月割減額2
特徴調定額テーブル	処理事由	学区	特別軽減区分2
特徴調定額	期割修正連絡データ	町	月別資格テーブル2
普徴調定額テーブル	被保険者番号	住所コード	月別資格情報2
普徴調定額	年度相当	市外住所サイン	減免額
随時調定額テーブル	賦課管理番号	コード	後期高齢者保険料
随時調定額	連番	住所	変更前情報
過年度調定額テーブル1	登録区	住所補記サイン	もととなる所得額（変更前）
過年度調定額（翌年度）	徴収番号	世帯番号	所得割額（変更前）
過年度調定額テーブル2	区	賦課根拠情報	均等割額（変更前）
過年度調定額（翌々年度）	連番	被保険者番号	算出額（変更前）
当該徴収コード調定額	連絡区分	年度相当	賦課算定基準（変更前）
新徴収コード	保険料年額	賦課管理番号	賦課期日（変更前）
被保険者番号	特徴情報	履歴番号（オンライン用）	減額区分（変更前）
被保険者管理区コード	特徴調定額	保険料情報（広域→市）	軽減額（変更前）
連番（01からの連番）	普徴情報	市町村別保険料	限度超過額（変更前）
新区徴収コード範囲内調定額	普徴調定額	不均一賦課地区コード	年保険料額（変更前）
旧徴収コード	随時調定額	暫定確定賦課フラグ	月数（変更前）
被保険者番号	翌年度過年度調定額	申告区分	月割減額（変更前）
被保険者管理区コード	翌々年過年度調定額	通知書発送要否フラグ	特別軽減区分（変更前）
連番（01からの連番）	更新情報	資格取得年月日	月別資格テーブル（変更前）
旧区徴収コード範囲内調定額	更新区	資格喪失年月日	月別資格情報（変更前）
更新情報	区コード	広域内転居取得年月日	賦課算定基準2（変更前）

賦課期日2（変更前）	特徴義務者コード	賦課管理番号	年相
減額区分2（変更前）	年金保険者番号	徴収コード	賦課管理番号
軽減額2（変更前）	基礎年金番号	被保険者番号	特徴停止事由
限度超過額2（変更前）	特徴依頼額1	被保険者管理区コード	特徴停止予定年月
年保険料額2（変更前）	特徴依頼額2	連番（01からの連番）	保険料年額
月数2（変更前）	本徴収期間	異動事由	特徴開始年月
月割減額2（変更前）	徴収方法区分	区間異動有無	特徴停止確定年月（仮徴収）
特別軽減区分2（変更前）	特徴停止事由	通知書作成サイン	特別軽減区分
月別資格テーブル2（変更前	停止依頼済サイン	同月得喪サイン	特徴回付データ
月別資格情報2（変更前）	停止依頼年月日	通知書作成サイン（2つ目）	レコード区分
減免額（変更前）	特徴停止予定年月	ワークフラグ	市町村コード
後期高齢者保険料（変更前）	特徴停止確定年月	賦課異動有無	府県コード
所得割軽減額	特徴開始年月（本徴収）	後期介護リンク情報	特徴義務者コード
所得割減額区分	特徴義務者コード	後期被保険者番号	通知内容コード
所得割軽減額（変更前）	年金保険者番号	介護被保険者番号	特別徴収制度コード
所得割減額区分（変更前）	基礎年金番号	宛名番号	作成年月日
徴収コード	特徴依頼額1	基礎年金番号	基礎年金番号
被保険者番号	特徴依頼額2	特徴義務者コード	年金コード
被保険者管理区コード	各種依頼エラー情報	年金コード	生年月日
連番（01からの連番）	特徴区分	特別徴収対象者情報	性別
住所コード（京都市内）	通知内容コード	区分	カナ氏名
区	各種区分	市町村コード	漢字氏名
学区	処理結果	府県コード	郵便番号
町	変更後仮徴収額1	特徴義務者コード	カナ住所
住所コード（京都市外）	変更後仮徴収額2	通知内容コード	漢字住所
市外住所サイン	年金支給額	特別徴収制度コード	各種項目エリア
住所コード	履歴作成サイン	作成年月日	各種区分
各種サインエリア	更新情報	基礎年金番号	処理結果
取得理由	更新区	年金コード	後期移管コード
喪失理由	区コード	生年月日	各種年月日
後期管理区分	管轄コード	性別	各種金額1
住所地特例連絡済サイン	更新日	カナ氏名	各種金額2
当月資格取得サイン	処理時間	漢字氏名	各種金額3
当月資格喪失サイン	処理事由コード	郵便番号	年金証書記号番号
同一月得喪サイン	業務コード	カナ住所	特徴回付データ（ヘッダ）
最新レコードサイン	処理事由	漢字住所	レコード区分
作成期	返戻情報	各種項目エリア	市町村コード
通知書作成情報	被保険者番号	各種区分	府県コード
通知書作成年月	年度相当	処理結果	特徴義務者コード
通知書作成理由	賦課管理番号	後期移管コード	通知内容コード
徴収方法情報	徴収コード	各種年月日	媒体コード
当月徴収方法変更サイン	被保険者番号	各種金額1	特別徴収制度コード
仮徴収期間	被保険者管理区コード	各種金額2	作成年月日
徴収方法区分	連番（01からの連番）	各種金額3	特徴回付データ（トレーラ）
特徴停止事由	期	京都市独自エリア	レコード区分
停止依頼済サイン	返戻額	特徴開始年月	市町村コード
停止依頼年月日	返戻区分	被保険者番号	府県コード
特徴停止予定年月	異動データ	年金証書記号番号	特徴義務者コード
特徴停止確定年月	被保険者番号	特徴停止対象者情報	通知内容コード
特徴開始年月（仮徴収）	年度相当	被保険者番号	特別徴収制度コード

作成年月日	分離短期譲渡軽減所得額	軽減額	被保険者番号
合計件数	分離長期譲渡一般所得額	限度超過額	宛名番号
合計金額1	分離長期譲渡特定所得額	年保険料額	宛名区分
合計金額2	分離長期譲渡軽課所得額	月数	業務個人番号
合計金額3	山林所得額	月割減額	徴収番号
所得・課税情報	先物取引所得額	特別軽減区分	管理区
レコード情報	未公開株式譲渡所得額	月別資格情報	連番
レコード識別子	上場株式譲渡所得額	減免額	後期管理区分
レコード番号	分離控除額情報	後期高齢者医療保険料	氏名（漢字）
個人区分コード	分離短期一般特別控除額	変更前情報	氏名補記サイン
業務個人番号	分離短期軽減特別控除額	賦課元となる所得（変更前）	通称名使用サイン
相当年度	分離長期一般特別控除額	所得割額（変更前）	氏名使用サイン
異動区分コード	分離長期特定特別控除額	均等割額（変更前）	生年月日
賦課更生情報	分離長期軽課特別控除額	算出額（変更前）	性別
更生年月日（西暦）	損失額情報	賦課情報（変更前）繰返し2	住所コード
更生事由コード	繰越損失額情報	賦課期日（変更前）（西暦）	区コード
課税非課税区分コード	繰越純損失額	減額区分（変更前）	学区
未申告区分	繰越雑損失額	軽減額（変更前）	町
経過措置フラグ	繰越株式損失額	限度超過額（変更前）	住所コード
優先フラグ情報	繰越先物損失額	年保険料額（変更前）	市外住所サイン
旧但し書所得優先フラグ	繰越居住用損失額	月数（変更前）	コード
減額対象所得優先フラグ	居住用損失額	月割減額（変更前）	住所
低Ⅰ低Ⅱ判定所得優先フラグ	条約適用情報	特別軽減区分（変更前）	住所補記サイン
一部負担割合判定優先フラグ	条約適用利子等所得額	月別資格情報（変更前）	世帯番号
旧ただし書所得	条約適用配当等所得額	月別資格情報（変更前）	後期用経歴情報
減額対象所得	保険料情報	減免額（変更前）	宛名番号
低Ⅰ低Ⅱ判定所得	相当年度（西暦4桁）	後期高齢保険料（変更前）	年度相当
一部負担割合判定所得	被保険者番号	所得割軽減額	経歴番号
所得情報	賦課管理番号	所得割軽減区分	納税者コード
市区町村民税課税所得	市区町村別保険料	所得割軽減額（変更前）	税目
営業所得額	不均一賦課地区コード	所得割軽減区分（変更前）	納税者コード
農業所得額	暫定確定賦課コード	所得照会書・簡易申請書情報	区
不動産所得額	申告区分	レコード情報	学区
利子所得額	通知書発送要否フラグ	レコード識別子	町
配当所得額	資格取得年月日（西暦）	レコード番号	課税区分
配当証券投資所得額	資格喪失年月日（西暦）	被保険者番号	一特サイン
外貨建配当所得額	広域内転居取得日（西暦）	相当年度（西暦）	特繰サイン
配当（控除無）所得額	広域内転居喪失日（西暦）	業務個人番号	切替（普特）サイン
給与所得額	賦課情報	個人区分コード	転勤サイン
その他雑所得額	賦課事由コード	所得照会区分コード	操作員の所属
雑所得合計	賦課事由	氏名（漢字）	操作員区コード
総合短期譲渡所得額	賦課決定日（西暦）	生年月日（西暦）	操作員課コード
総合長期譲渡所得額	所得割率	性別	異動日
一時所得額	賦課のもととなる所得金額	現住所	不整合サイン
総合譲渡一時所得額	所得割額	照会先自治体情報	簡易申告書情報
給与収入額	均等割額	照会先自治体コード	レコード情報
給与専従者収入額	算出額	照会先自治体名	レコード識別子
専従者給与控除額	賦課情報　繰り返し2	照会先自治体住所	レコード番号
公的年金収入額	賦課期日（西暦）	前住所	被保険者番号
分離短期譲渡一般所得額	減額区分	後期宛名マスタコンパクト	相当年度（西暦）

業務個人番号
個人区分コード
所得照会区分コード
氏名（漢字）
生年月日（西暦）
性別
現住所
照会先自治体情報
照会先自治体コード
照会先自治体名
照会先自治体住所
前住所
管理区コード
後期所得・課税用共通
レコード情報
レコード識別子
レコード番号
個人区分コード
業務個人番号
世帯番号
氏名（カナ）
通称名（カナ）
氏名
通称名
本名通称名区分コード
外国人区分コード
生年月日情報
生年月日年号コード
生年月日（西暦）
生年月日設定フラグ
性別コード
行政区コード
宛名番号
連携情報
個人番号
団体内統合宛名番号
情報提供用個人識別符号
情報提供等記録
氏名
住所
性別
生年月日

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

徴収

＊業務個人番号は番号法導入前より使用している後期高齢者医療システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

バッチ介護管理マスタ	他市保険者番号	調定年度	調定回数
被保険者番号	他市被保険者番号	年相	異動サイン
履歴番号	適用除外者情報	月	調定額
被保険者番号	（適用除外）開始情報	期別	納期限
被保険者管理区コード	開始日	計画情報エリア	調定年月日
連番（01からの連番）	除外開始理由	対象期間	調定処理年月日
徴収コードC／D	届出日	対象開始調定年度	更新情報
介護管理区分	処理区分	対象開始年相	更新区
宛名番号	（適用除外）終了情報	対象開始月	区コード
被保険者情報	終了日	対象開始期	管轄コード
資格区分（1号／2号）	除外終了理由	対象終了調定年度	更新日
資格取得情報	届出日	対象終了年相	処理時間
取得日（台帳登録日）	処理区分	対象終了月	処理事由コード
取得理由	施設名称	対象終了期	業務コード
届出日	施設種類	対象保険料	処理事由
取得処理区分	公費負担者番号	対象延滞金	区収入済通情報
区分該当情報	他市保険者番号	分納期間	処理区コード
区分該当日	他市被保険者番号	期間開始年	会計年度
区分該当理由	その他情報	期間開始月	会計執行日
届出日	旧被保険者番号	期間終了年	現滞区分
区分該当処理区分	通称名使用サイン	期間終了月	被保険者番号
資格喪失情報	点字サイン	分納回数	徴収番号
喪失日（和暦）	特記サイン	分納予定額	区
喪失理由	連絡先TEL	未納額	連番
届出日	新被保険者番号	分納額	賦課調定年度
喪失処理区分	旧被保番登録区分	保険料	賦課年度相当
京都市住所地特例者情報	新被保番登録区分	延滞金	賦課管理番号
（京住特）開始情報	養護老人ホーム入退所情報	発行済みサイン	月
開始日（和暦）	養護老人ホームコード	指定期限日	期
届出日	養護老人ホーム入所日	処理日	O／Lデータの全市連番
処理区分	入所処理区分	承認日	処理年
（京住特）変更情報	養護老人ホーム退所日	更新情報	連番
変更日	退所処理区分	更新区	済通記載内容
届出日	更新情報	区コード	収入日
職権サイン	更新区	管轄コード	合計金額
（京住特）終了情報	区コード	更新日	保険料額
終了日（和暦）	管轄コード	処理時間	延滞金額
京住特終了理由	更新日	処理事由コード	郵振手数料
届出日	統計用エリア	業務コード	収入方法
処理区分	住所コード	処理事由	更新情報
他都市住所地特例者情報	生年月日	収入履歴情報	更新区
（他住特）開始情報	年齢	業務コード	区コード
開始日	認定サイン	徴収コード1	管轄コード
届出日	住定日	徴収コード2	更新日
処理区分	当月職権適用サイン	徴収コード3	処理時間
（他住特）終了情報	分納計画情報	調定年度	処理事由コード
終了日	被保険者番号	年度相当	業務コード
終了理由	徴収番号	賦課管理番号	処理事由
届出日	支払月	月	収入更正情報
処理区分	賦課管理番号	期別	処理区コード

登録日	O／Lデータの全市連番	連番	業務コード
被保険者番号	処理年	賦課調定年度（振替先）	処理事由
徴収番号	連番	賦課年度相当（振替先）	還付マスタ
区	還付処理済情報	賦課管理番号（振替先）	業務コード
連番	処理区コード	月（振替先）	徴収コード
賦課調定年度	登録日	期（振替先）	被保険者番号
賦課年度相当	被保険者番号	O／Lデータの全市連番	徴収番号
賦課管理番号	徴収番号	処理年	区
月	区	連番	連番
期	連番	還付・充当・振替明細情報	会計年度
科目コード	会計年度	業務コード	歳入出区分
O／Lデータの全市連番	歳入出区分	徴収コード	還付調定年度
処理年	還付調定年度	被保険者番号	還付調定年月
連番	還付調定年月	徴収番号	現滞区分
振替処理内容	現滞区分	区	賦課調定年度
区分	賦課調定年度	連番	歳入歳出元区分
被保険者番号（振替先）	歳入歳出元区分	会計年度	返戻区分
徴収番号（振替先）	返戻区分	歳入出区分	整理番号
区	O／Lデータの全市連番	還付調定年度	整理番号（再定義）
連番	処理年	還付調定年月	保険料エリア
賦課調定年度（振替先）	連番	現滞区分	総過納額
賦課年度相当（振替先）	区分	賦課調定年度	自動充当額
賦課管理番号（振替先）	被保険者番号（振替先）	歳入歳出元区分	手充当額
月（振替先）	徴収番号（振替先）	返戻区分	還付調定額
期（振替先）	区	連番	還付済額
振替金額	連番	処理済情報	充当日（執行日）
会計執行日	賦課調定年度（振替先）	明細区分	還付済日（執行日）
収入日	賦課年度相当（振替先）	保険料処理済額	延滞金エリア
収入方法	賦課管理番号（振替先）	延滞金処理済額	延滞金総過納額
充当先科目コード	月（振替先）	執行日	手充当額
更新情報	期（振替先）	充当先情報	還付調定額
更新区	保険料額	徴収コード	還付済額
区コード	延滞金額	被保険者番号	手充当日（執行日）
管轄コード	会計執行日	徴収番号	還付済日（執行日）
更新日	収入日	区	返戻疑サイン
処理時間	処理済日	履歴番号	更新情報
処理事由コード	充当先科目コード	賦課調定年度	更新区
業務コード	更新情報	賦課年度相当	区コード
処理事由	更新区	賦課管理番号	管轄コード
収入更正情報（二次索引）	区コード	月	更新日
二次索引エリア	管轄コード	期	処理時間
被保険者番号（振替先）	更新日	振替充当先科目	処理事由コード
徴収番号（振替先）	処理時間	処理日	業務コード
区	処理事由コード	更新情報	処理事由
連番	業務コード	更新区	口座連絡データ情報
賦課調定年度（振替先）	処理事由	区コード	登録区
賦課年度相当（振替先）	還付処理済情報（二次索引）	管轄コード	被保険者番号
賦課管理番号（振替先）	被保険者番号（振替先）	更新日	異動サイン
月（振替先）	徴収番号（振替先）	処理時間	徴収番号
期（振替先）	区	処理事由コード	金融機関コード

銀行コード	区分	反映前　短期証　自	区コード
支店コード	**口座マスタ**	年	管轄コード
金融機関名	被保険者番号	期	更新日
支店名	徴収番号	反映前　短期証　至	処理時間
口座種別	被保険者管理区コード	年	処理事由コード
口座番号	連番（01からの連番）	期	業務コード
口座名義人	徴収コードC／D	反映前　短期証　自	処理事由
納付義務者	金融機関情報	年	**収納マスタ**
続柄	金融機関コード	期	業務コード
登録日	銀行コード	反映前　短期証　至	徴収コード1
更新情報	支店コード	年	徴収コード2
更新区	口座種別コード	期	徴収コード3
区コード	口座番号	**納付済証明情報**	調定年度
管轄コード	口座名義人名	収入履歴情報	年度相当
更新日	金融機関名	被保険者番号	賦課管理番号
処理時間	銀行名カナ	徴収番号	月
処理事由コード	支店名カナ	納入年	期別
業務コード	口座登録内容	調定年度	異動サイン
処理事由	口座登録月	年度相当	調定回数
口座連絡データ2次索引	請求依頼情報	賦課管理番号	調定額
被保険者番号	請求年月	期別	納期限
異動サイン	請求依頼額	納入額	調定年月日
口振停止情報	納付義務者カナ	収入年月日	調定処理年月日
作成期	新規登録サイン	収入方法	収入回数
年度	更新情報	更新情報	収入額
期	更新区	更新区	会計執行年月日
区	区コード	区コード	収入年月日
金融機関コード	管轄コード	管轄コード	収入処理年月日
銀行コード	更新日	更新日	収入方法
支店コード	処理時間	処理時間	保険料サイン
被保険者番号	処理事由コード	処理事由コード	延滞金サイン
区分	業務コード	業務コード	郵振サイン
口座種別	処理事由	処理事由	年金保険者識別番号
口座番号	**納期限情報**	保険料整理内訳情報	銀行＋支店番号
口座名義人	年月	被保険者番号	更新情報
支払義務者名	納期限	調定年度	更新区
口振依頼額	オンライン反映日	徴収番号	区コード
更新情報	反映前期	徴収コード区	管轄コード
処理事由	年	徴収コード連番	更新日
処理時間	期	徴収コードCD	処理時間
データ更新情報	反映後期	年度相当	処理事由コード
更新区	年	賦課管理番号	業務コード
区コード	期	月	処理事由
管轄コード	口座振替日	期別	**収入履歴情報**
更新日（和暦）	反映前　資格証	計算済納入額	業務コード
口振停止情報・2次索引	年	計算済消滅額	徴収コード1
被保険者番号	期	給付額減額被保険者番号	徴収コード2
作成期	反映後　資格証	給付額減額履歴番号	徴収コード3
年度	年	更新情報	調定年度
期	期	更新区	年度相当

賦課管理番号	徴収猶予終了日	調定年月日	年金保険者識別番号
月	承認エリア	調定処理年月日	銀行＋支店番号
期別	承認日	収入履歴情報（決算）	徴収状況明細表情報
収入回数	承認理由	被保険者番号	徴収コード
異動サイン	時効停止エリア	決算年度（補数）	被保険者番号
収入額	時効停止理由	現滞決算区分	区
郵振手数料	時効停止開始日	徴収番号	連番
会計執行年月日	時効停止終了日	調定年度	調定年度
収入年月日	納期限変更サイン	年度相当	調定区分
収入処理年月日	公示による納期限変更サイン	賦課管理番号	年度相当
収入方法	更新情報	期別	賦課管理番号
科目コード	更新区	収入回数	宛名エリア
郵振サイン	区コード	決算年度	氏名（漢字）
年金保険者識別番号	管轄コード	異動サイン	補記サイン
銀行＋支店番号	更新日	収入額	住所補記サイン
更新情報	処理時間	郵振手数料	方書補記サイン
更新区	処理事由コード	会計執行年月日	氏名補記サイン
区コード	業務コード	収入年月日	通称名補記サイン
管轄コード	処理事由	収入処理年月日	通名使用サイン
更新日	滞納者マスタ	収入方法	点字サイン
処理時間	被保険者番号	科目コード	普徴調定合計
処理事由コード	区コード	郵振サイン	特徴調定合計
業務コード	最終収納日	年金保険者識別番号	普徴収入
処理事由	更新情報	銀行＋支店番号	滞繰ありサイン
滞納処分整理情報	処理事由	収納マスタ（決算）	明細エリア
業務コード	処理時間	被保険者番号	明細データ
被保険者番号	更新情報	決算年度（補数）	調定回数
徴収番号	更新区	現滞決算区分	調定額
徴収コード区	区コード	徴収番号	収入回数
徴収コード連番	管轄コード	調定年度	収入額
調定年度	更新日	年度相当	会計執行日
年度相当	滞納者マスタ2次索引情報	賦課管理番号	会計執行日
賦課管理番号	検索用区コード	月	収入日
月	被保険者番号	期別	収入日
期別	調定履歴情報（決算）	決算年度	収入方法
納期変更エリア	収入履歴情報	異動サイン	不納欠損額
納期限変更理由	被保険者番号	調定回数	調定額収入額報告書データ
変更後納期限	決算年度（補数）	調定額	区
督促エリア	現滞決算区分	納期限	会計年度
督促発付理由	徴収番号	調定年月日	区分
督促発付日	調定年度	調定処理年月日	処理年月
時効管理エリア	年度相当	収入回数	調定件数
時効中断日	賦課管理番号	収入額	調定額
領収日	月	会計執行年月日	収入件数
時効進行日	期別	収入年月日	収入額
時効完成日	調定回数	収入処理年月日	分納件数
滞納処分状況	決算年度	収入方法	徴収権消滅保険料集計データ
徴収猶予エリア	異動サイン	保険料サイン	調定変動情報
徴収猶予理由	調定額	延滞金サイン	区コード
徴収猶予開始日	納期限	郵振サイン	調定年度

区分（1～54）	調定年度	徴収コード	口座名義人
作成年月	調定年度（再定義）	被保険者番号	金融機関情報
集計領域	年度相当	区	金融機関（郵便局）
調定件数	年度相当（再定義）	連番	店舗コード（通帳記号）
調定額	賦課管理番号	調定年度	口座種別
徴収権消滅件数	月	年度相当	口座番号
徴収権消滅額	期別	賦課管理番号	被保険者番号
調定額収入額滞繰集計データ	異動サイン	月	管理区番号
区	データ区分	期	口座情報
調定年度	調定額	連絡区分	徴収コード
区分	納期限	振替不能額	被保険者番号
処理年月	納期限（再定義）	口座内容	区
保険料エリア	調定年月日	口振不能理由	連番
調定件数	調定年月日（再定義）	銀行番号	金融機関情報
調定額	延滞金対象者情報	金融機関番号	金融機関コード
収入件数	業務コード	支店番号	銀行コード
収入額	徴収コード	金融機関名	支店コード
延滞金エリア	被保険者番号	支店名	口座種別
調定件数	区	口座種別	口座番号
調定額	連番	口座番号	口座名義人
収入件数	調定年度	口座名義人	金融機関名
収入額	年度相当	納付義務者	銀行名
分納件数	賦課管理番号	嘱託員番号	支店名
調定変動データ	月	続柄	口座内容情報
調定変動情報	期	口振不能連絡情報	口座登録月
徴収コード	延滞金情報（DATA）	徴収コード	削除年月
被保険者番号	調定額	被保険者番号	削除理由
区	納期限	区	請求依頼情報
連番	収入額	連番	請求予定年月
調定年度	収入方法	調定年度	請求依頼額
調定年度（再定義）	会計執行日	年度相当	納付義務者
年度相当	収入年月日	賦課管理番号	新規サイン
年度相当（再定義）	延滞金額	月	続柄
賦課管理番号	特徴永年停止解除データ	月（再定義）	口座異動情報
月	区	期	被保険者番号
期別	被保険者番号	期（再定義）	最新徴収コード
変更前額	氏名	口振不能理由	被保険者番号
変更後額	申請日	口振不能理由（再定義）	区
納期限	申請登録日	連絡区分	連番
納期限（再定義）	滞納情報	後期介護リンク情報	徴収コード
調定年月日	年度相当	後期被保険者番号	被保険者番号
調定年月日（再定義）	賦課管理番号	介護被保険者番号	被保険者番号（再定義）
連絡区分	月	宛名番号	区
エラーサイン	期別	基礎年金番号	区（再定義）
調定異動情報	徴収番号	特徴義務者コード	連番
業務コード	調定額	年金コード	連番（再定義）
徴収コード	収入額	介護特徴額	異動サイン
被保険者番号	納期	口座連絡データパンチ	異動サイン（再定義）
区	登録日以降サイン	処理区分	異動理由
連番	口振不能情報	口座情報	金融機関情報

銀行番号	整理番号（再定義）	後期移管コード	国籍区分
金融機関番号	修正サイン	各種年月日	住所コード（京都市内）
金融機関番号（再定義）	修正サイン（再定義）	各種金額1	区
支店番号	口座異動連絡エラー修正用	各種金額2	学区
支店番号（再定義）	被保険者番号	各種金額3	町
口座種別	整理番号	京都市独自エリア	住所コード（京都市外）
口座種別（再定義）	異動サイン	徴収番号（区）	市外住所サイン
口座番号	連絡徴収番号	徴収番号（連番）	住所コード
口座番号（再定義）	区	徴収番号（CD）	郵便番号
口座名義人	連番	賦課管理番号	住所文字
金融機関名	最新徴収番号	特徴開始年月	住所文字数（市区）
支店名	区	被保険者番号	住所文字数（通り名）
口座内容情報	連番	年金証書記号番号	住所文字数（町名）
新規サイン	納付義務者	口振登録データ	住所文字数（番地）
エラーサインエリア	口座名義人	徴収コード	住所
エラーサイン	銀行コード	被保険者番号	方書
注意サインエリア	支店コード	区	氏名（カナ）
注意サイン	口座種別	連番	氏名（漢字）
納付義務者	口座番号	口座情報	通称名（カナ）
整理番号	続柄	金融機関情報	通称名（漢字）
整理番号（再定義）	修正サイン	金融機関コード	生年月日
修正サイン	エラーサイン	銀行コード	性別
修正サイン（再定義）	特別徴収対象年金額情報	支店コード	補記サイン
続柄	被保険者番号	口座種別	住所補記サイン
続柄（再定義）	特徴開始年月	口座番号	方書補記サイン
口座異動連絡	データ部	口座名義人	氏名補記サイン
徴収コード	特徴義務者コード	金融機関名	通称名補記サイン
被保険者番号	基礎年金番号	銀行名	最終異動事由
被保険者番号（再定義）	年金コード	支店名	通称名使用サイン
区	特別徴収対象年金額	口座内容情報	点字サイン
区（再定義）	特別徴収対象者情報	口座登録月	連絡先電話番号
連番	区分	削除年月	住民情報
連番（再定義）	市町村コード	削除理由	住登区分
異動サイン	府県コード	請求依頼情報	最終異動日
異動サイン（再定義）	特徴義務者コード	請求予定年月	転出異動日
金融機関情報	通知内容コード	請求依頼額	住民日
口座名義人	特別徴収制度コード	納付義務者	住定日
金融機関コード	作成年月日	新規サイン	世帯主（漢字）
銀行コード	基礎年金番号	続柄サイン	続柄
銀行コード（再定義）	年金コード	宛名情報	口座情報
支店コード	生年月日	宛名番号	口座開始日
支店コード（再定義）	性別	徴収コード	特徴サイン
口座種別	カナ氏名	被保険者番号	不能欠損リストデータ
口座種別（再定義）	漢字氏名	被保険者管理区コード	徴収コード
口座番号	郵便番号	連番（01からの連番）	被保険者番号
口座番号（再定義）	カナ住所	徴収コードC／D	区
納付義務者	漢字住所	宛名区分	連番
続柄	各種項目エリア	作成期	調定年度
続柄（再定義）	各種区分	後期高齢者医療管理区分	年度相当
整理番号	処理結果	世帯番号	賦課管理番号

月	徴収コード区	収入日	期別
期別	連番	(増)データ	請求額
欠損情報	調定年度	電算対象サイン	請求年月
調定額	年相	振替先キー	請求年月(再定義)
不能欠損額	賦課管理番号	徴収コード	被扶養者情報
欠損理由	期	被保険者番号	徴収コード
滞納整理情報	月	区	被保険者番号
時効進行日(起算日)	科目サイン	連番	区
時効完成日(徴収権消滅日)	振替更正額	調定年度	連番
滞納処分状況	振替日(会計執行日)	年度相当	賦課管理番号
徴収猶予理由(最新分)	収入日	賦課管理番号	保険料委任払い情報
承認理由	(増)データ	期	世帯員番号
後期高齢者医療管理情報	電算対象サイン	期(再定義)	ケース番号
喪失理由	被保険者番号	月	区
特記サイン	徴収コード区	月(再定義)	学区
氏名漢字	連番	科目サイン	町
住所コード(現住所)	調定年度	科目サイン(再定義)	連番
不能欠損削除分情報	年度相当	エラーサインエリア	員番
徴収コード	賦課管理番号	エラー1エリア	被保険者番号
被保険者番号	期	エラー2エリア	保険料額
区	月	エラー2サイン	実施機関番号
連番	エラーサイン	エラー2エリア(再定義)	地区担当員コード
調定年度	処理日	銀行(金融機関)情報	担当員名
年相	収入振替兼更正連絡	金融機関番号	徴収番号
賦課管理番号	送付区	支店番号	区
月	送付区(再定義)	金融機関名	連番
期別	連絡区分	支店名	資格喪失理由
調定額	連絡区分(再定義)	収納発布日定義情報	普徴事前勧奨データ
収入額	(減)データ	年度	徴収コード
収入日	電算対象サイン	処理期	被保険者番号
不能欠損額	振替元キー	発布日	区
不能欠損理由	徴収コード	年号	連番
不能欠損サイン情報	被保険者番号	返戻請求情報	宛名エリア
徴収コード	区	特徴年度	宛名区分
被保険者番号	連番	特徴年度(再定義)	住所コード
区	調定年度	特徴義務者コード	区
連番	調定年度(再定義)	年金コード	学区
調定年度	年度相当	基礎年金番号	町
年度相当	年度相当(再定義)	請求対象年月	住所コード(京都市外)
賦課管理番号	賦課管理番号	請求対象年月(再定義)	市外住所サイン
月	期	徴収コード	住所コード
期別	期(再定義)	被保険者番号	郵便番号
不能欠損理由	月	区	住所1
異動サイン(未使用)	月(再定義)	徴収コード連番	住所2
収入振替修正用エラーデータ	科目サイン	調定年度	住所3
送付区	科目サイン(再定義)	調定年度(再定義)	住所4
連絡区分	共通データ	年度相当	住所5
(減)データ	振替更正額	年度相当(再定義)	住所6
電算対象サイン	振替更正額(再定義)	賦課管理番号	住所7
被保険者番号	振替日(会計執行日)	月	住所1サイン

住所2サイン	還付調定年度	月	住所コード
住所3サイン	還付調定年月	会計執行日	区
住所4サイン	現滞区分	収入日	学区
住所5サイン	賦課調定年度	区分	町
住所6サイン	歳入歳出元区分	収入額	住所コード（京都市外）
住所7サイン	年度相当	賦課調定額	市外住所サイン
方書1	賦課管理番号	過納額	住所コード
方書2	月	総収入額（保険料）	郵便番号
氏名（漢字）	期	総調定額（保険料）	住所1
宛先氏名（漢字）	返戻区分	総過納額（保険料）	住所2
氏名カナ	賦課調定額	総収入額（延滞金）	住所3
補記サイン	収入額	総調定額（延滞金）	住所4
住所補記サイン	充当額	総過納額（延滞金）	住所5
方書補記サイン	処理日	総過納額	住所6
氏名補記サイン	充当元賦課情報	充当エリア	住所7
通称名補記サイン	賦課調定年度	明細エリア	方書1
通名使用サイン	年度相当	現滞区分	方書2
点字サイン	賦課管理番号	調定年度	氏名（漢字）
送付先有無サイン	月	年度相当	宛先氏名（漢字）
連絡先電話番号	期	賦課管理番号	氏名カナ
データ情報	通知区分	期	補記サイン
後期保険料	充当先振替区分	月	住所補記サイン
口振開始年月（GYYMM）	還付充当通知書情報	未納額	方書補記サイン
届出提出期限（GYYMM）	徴収コード	充当額	氏名補記サイン
発布日	被保険者番号	差引未納額	通称名補記サイン
特徴義務者コード	区	総未納額	通名使用サイン
年金保険者番号	連番	総充当額	点字サイン
基礎年金番号	会計年度	差引総未納額	送付先有無サイン
年度相当	歳入出区分	返戻	連絡先電話番号
新規継続区分	還付調定年度	明細エリア	現住所
整理番号	現滞区分	返戻額	保険者番号
種別	還付調定年月	総返戻額	区所名
通番	賦課調定年度	特徴義務者名	区所電話1
事前勧奨対象外情報	歳入歳出元区分	歳入出エリア	区所電話2
基礎年金番号	整理番号	総還付額（保険料）	区所電話3
区分	連番	総還付額（延滞金）	区名
事前勧奨パラメータ情報	通知区分	返戻合計額（保険料）	現住所方書
処理年月	当月賦課変更サイン	充当合計額（保険料）	郵便番号（現住所）
申請期限	被保険者死亡サイン	差引還付額	資格喪失日
特徴開始年月	住登外サイン	総過納合計額	資格喪失日
発付日	返戻候補サイン	住所サイン	資格喪失理由
処理年度	口座名義人	住所1サイン	特徴停止月
充当データ	生保サイン	住所2サイン	通知書作成理由
業務コード	要介護度	住所3サイン	世帯主との続柄
徴収コード	返戻注意判定サイン	住所4サイン	世帯員数
被保険者番号	過納エリア	住所5サイン	生年月日
区	明細エリア	住所6サイン	決算資料1データ
連番	年度相当	住所7サイン	調定年度
会計年度	賦課管理番号	宛名エリア	区
歳入出区分	期	宛名区分	区分

調定エリア	方書2	期割情報データレコード	賦課管理番号
調定エリア	氏名（漢字）	区コード	月
件数	宛先氏名（漢字）	期割情報	期
額	氏名カナ	被保険者番号	振替日
完納エリア	補記サイン	賦課年度	会計コード
件数	住所補記サイン	相当年度	管理区情報
額	方書補記サイン	賦課管理番号	区コード
分納エリア	氏名補記サイン	徴収方法区分コード	区名
件数	通称名補記サイン	期別番号	電話番号
額	通名使用サイン	期割情報種別	通帳記載内容（郵便局用）
未納エリア	点字サイン	納期限年月日	口振依頼データ（データ）２
件数	送付先有無サイン	保険料期割額	データ区分
額	連絡先電話番号	異動区分	銀行コード
不納欠損エリア	１０月特徴サイン	基礎年金番号情報	銀行名
件数	口振サイン	特徴年度	支店コード
額	生保サイン	特徴年度（再定義）	支店名
口振勧奨情報	資格喪失理由	年号	預金種別
徴収コード	期割情報データレコード	年度	口座番号
被保険者番号	共通情報	年金コード	預金者名
徴収番号	レコード識別子	基礎年金番号	振替金額
区	レコード連番	特徴開始月IDX	新規コード
連番	期割情報	履歴番号	後期高齢者医療徴収コード
特記サイン	被保険者番号	徴収コード	区コード
整理番号	賦課年度	被保険者番号	被保険者番号
種別	相当年度	区	賦課管理番号
通番	賦課管理番号	徴収コード連番	連番
宛名エリア	徴収方法区分コード	賦課管理番号	C／C
宛名区分	期別番号	特徴停止予定年月	調定年度
住所コード	期割情報種別	処理年月	年度相当
区	納期限年月日	特徴義務者コード	結果コード
学区	保険料期割額	口振依頼データ（データ）	月
町	異動区分	データ区分	期
住所コード（京都市外）	広域提供ヘッダ（期割）	銀行コード	口振依頼データ（エンド）
市外住所サイン	共通情報	銀行名	データ区分
住所コード	レコード識別子	支店コード	口振依頼データ（エンド）２
郵便番号	レコード連番	支店名	データ区分
住所１	データ情報	預金種別	口振依頼データ（ヘッダ）
住所２	情報種別	口座番号	データ区分
住所３	媒体区分	預金者名	種別コード
住所４	ボリューム通番	振替金額	コード区分
住所５	地方公共団体コード	新規コード	委託者コード
住所６	保険者番号	結果コード	委託者名
住所７	作成年月日	後期高齢者医療徴収コード	振替日
住所１サイン	作成時刻	区コード	銀行コード
住所２サイン	広域提供トレイラ（期割）	被保険者番号	銀行名
住所３サイン	共通情報	連番	支店コード
住所４サイン	レコード識別子	C／C	支店名
住所５サイン	レコード連番	納付義務者名	預金種別
住所６サイン	データ情報	調定年度	口座番号
住所７サイン	レコード件数	年度相当	口振依頼データ（ヘッダ）２

データ区分	軽減額	延滞金過納額	歳入還付済同時連絡
種別コード	限度超過額	延滞金充当額	ニュメリックエリア
コード区分	年保険料額	会計執行日	送付区
委託者コード	減免額	収入日	送付区（再定義）
委託者名	後期高齢保険料	収入方法	会計年度
振替日	資格情報	処理日	還付調定年月
銀行コード	管理区分	年金保険者識別番号	現滞区分
銀行名	喪失理由	特徴義務者コード	現滞区分（再定義）
支店コード	喪失日	調定年度（西暦）＋期別	返戻区分
支店名	適用開始日	被扶養者サイン	返戻区分（再定義）
預金種別	適用終了日	当月調定異動サイン	連絡区分
口座番号	滞納情報	返戻疑いサイン	連絡区分（再定義）
口振依頼データ（トレーラ）	督促状発布日	最新徴収番号	徴収コード
データ区分	後期統計用収入履歴	区コード	被保険者番号
請求件数	被保険者番号	連番	区
請求金額	徴収コード	広域提供ヘッダレコード	連番
振替済件数	区	共通情報	賦課調定年度
振替済額	連番	レコード識別子	賦課調定年度（再定義）
不能件数	調定年度	レコード連番	年度相当
振替不能額	年度相当	データ情報	年度相当（再定義）
口振依頼データ（トレーラ）２	賦課管理番号	情報種別	賦課管理番号
データ区分	期別	媒体区分	期
請求件数	収納情報	ボリューム通番	期（再定義）
請求金額	調定額	地方公共団体コード	月
振替済件数	収入額	保険者番号	月（再定義）
振替済額	収入日	作成年月日	科目サイン
不能件数	収入方法	作成時刻	科目サイン（再定義）
振替不能額	過納データ	広域提供トレイラレコード	同時連絡額
後期統計用収納マスタ	業務コード	共通情報	同時連絡額（再定義）
被保険者番号	徴収コード	レコード識別子	還付済執行日
徴収コード	被保険者番号	レコード連番	収入日
区	区	データ情報	エラーサインエリア
連番	連番	レコード件数	エラーサイン1
調定年度	会計年度	還付未済データ	エラー2エリア
年度相当	歳入出区分	氏名カナ	エラー2サイン
賦課管理番号	還付調定年度	住所コード	還付済同時エラーデータ
月	還付調定年月	特記サイン	送付区
期別	現滞区分	喪失事由	会計年度
収納情報	賦課調定年度	喪失日	還付調定年月
調定額	歳入歳出元区分	経過月数	現滞区分
納期限	賦課年相	調定履歴	連絡区分
収入回数	賦課管理番号	月別詳細	被保険者番号
収入額	期	特徴普徴区分	区
収入日	返戻区分	期（月で編集）	連番
収入方法	調定額	調定額	賦課調定年度
賦課情報	収入額	生保区分	年度相当
賦課の元となる所得金額	過納額	要介護状態区分	賦課管理番号
所得割金額	充当額	ゼロ円通知サイン	期
均等割金額	延滞金調定額	年金保険者番号	月
減免区分	延滞金収入額	基礎年金番号	科目サイン

同時連絡額	区	連番	年度相当（充当先）
還付済執行日	連番	賦課調定年度	賦課管理番号
収入日	還付キーデータ	賦課調定年度（再定義）	期（充当先）
エラーサイン	徴収コード	年度相当	月（充当先）
処理日	被保険者番号	年度相当（再定義）	科目サイン（充当先）
返戻区分変更連絡	区	賦課管理番号	会計執行日（充当先）
徴収コード	連番	賦課管理番号（再定義）	収入日（充当先）
被保険者番号	会計年度	期	会計集計データ（市収入分）
区	歳出入区分	期（再定義）	区
連番	還付調定年度	月	区（再定義）
会計年度	現滞区分	月（再定義）	会計収入年度
歳入出区分	還付調定年月	科目サイン	業務コード
還付調定年度	賦課調定年度	科目サイン（再定義）	調定年度
還付調定年月	歳入歳出元区分	同時連絡額	会計執行日
現滞区分	返戻区分	同時連絡額（再定義）	収入方法（会計用）
賦課調定年度	保険料賦課調定額	会計執行日	業務サブコード
歳入歳出元区分	保険料収入額	収入日	保険料件数
返戻区分	保険料過納額	エラーサインエリア	保険料収入額
変更後返戻区分	保険料充当額	エラーサイン1	延滞金件数
連絡額	保険料還付調定額	エラー2エリア	延滞金収入額
連絡額（再定義）	延滞金賦課調定額	エラー2サイン	合計件数
会計執行日	延滞金収入額	還付済連絡	合計額
収入日	延滞金過納額	徴収コード	口座利用集計情報
歳入還付同時済データ	延滞金還付調定額	被保険者番号	被保険者番号
業務コード	収入日	区	徴収番号
徴収コード	一括サイン	連番	徴収コード区
被保険者番号	始期エリア	会計年度	徴収コード連番
区	賦課調定年度（始期）	歳入出区分	区分
連番	期（始期）	還付調定年度	金融機関情報
会計年度	終期エリア	還付調定年月	金融機関コード
歳入出区分	賦課調定年度（終期）	現滞区分	銀行コード
還付調定年度	期（終期）	賦課調定年度	支店コード
還付調定年月	還付整理番号	歳入歳出元区分	口座種別
現滞区分	還付整理番号（再定義）	返戻区分	口座番号
賦課調定年度	返戻区分2	処理済区分	口座名義人
歳入歳出元区分	即時還付連絡	保険料還付済額	金融機関名
年度相当	ニュメリックエリア	保険料還付済額（再定義）	銀行名
賦課管理番号	送付区	延滞金還付済額	支店名
期	送付区（再定義）	延滞金還付済額（再定義）	口座内容情報
返戻区分	会計年度	還付済日	口座登録月
データ区分	還付調定年月	保険料充当額	請求依頼情報
同時済額（保険料）	現滞区分	保険料充当額（再定義）	請求予定年月
同時済額（延滞金）	現滞区分（再定義）	延滞金充当額	請求依頼額
会計執行日	返戻区分	延滞金充当額（再定義）	納付義務者
収入日	返戻区分（再定義）	充当日	新規サイン
収入方法	連絡区分	徴収コード（充当先）	続柄
処理日	連絡区分（再定義）	被保険者番号	区情報取得パラメータ
相手徴収番号領域	徴収コード	区	基準日（和暦）
相手記号番号サイン	被保険者番号	連番	区分
徴収番号	区	調定年度（充当先）	取得情報

区コード	認定開始年月日	通名補記サイン	被保険者番号
郵便番号	認定終了年月日	郵便番号	区
区名称	認定申請情報	口座名義人	連番
区の住所	認定番号	口座登録月	作成区分
区役所名	認定申請年月日	生保サイン	実施機関番号
電話番号（直通）	認定申請事由	特記サイン	予定金額
電話番号（代表）	督促発布サイン	資格喪失理由	口座情報エリア
会計コード	宛名情報	処理期	口振不能理由
区情報取得パラメータ	住所コード	督促・催告発付記番データ	銀行番号
処理区分	区	徴収コード	金融機関番号
出力区分	学区	被保険者番号	支店番号
整理番号（旧）	町	区	金融機関名
整理番号（新）	住所コード（京都市外）	連番	支店名
帳票種別名称	市外住所サイン	区分	口座種別
帳票種別（コード）	住所文字	調定年度	口座番号
未納者情報	住所文字数（市区）	年度相当	口座名義人
徴収コード	住所文字数（通り名）	世帯主名	地区担当員コード
被保険者番号	住所文字数（町名）	金額エリア	口振納付書作成データ
区	住所文字数（番地）	未納金額	徴収コード
連番	住所	サイン1	被保険者番号
調定年度	氏名漢字	サイン2	区
年度相当	氏名カナ	サイン3	連番
賦課管理番号	連絡先電話番号	サイン4	宛名エリア
区分	補記サイン	サイン5	宛名区分
収入状況	住所補記サイン	サイン6	住所コード
調定額	方書補記サイン	サイン7	区
納期限	氏名補記サイン	未納整理票作成サイン	学区
収入額	通名補記サイン	徴収コード	町
会計執行日	通名使用サイン	被保険者番号	住所コード（京都市外）
収入日	点字サイン	区	市外住所サイン
収入方法	外国人サイン	連番	住所コード
調定回数	宛名情報（送付先）	調定年度	郵便番号
収入回数	宛名区分	作成期（督促対象期）	住所1
延滞金サイン	住所コード	保険料納付額リストデータ	住所2
徴収猶予サイン	区	被保険者番号	住所3
期別総調定額	学区	納付書	住所4
期別総収入額	町	口座振替	住所5
現年総調定額	住所コード（京都市外）	特別徴収	住所6
現年総収入額	市外住所サイン	還付	住所7
例期随時有サイン	住所文字	合計額	方書1
口振対象サイン	住所文字数（市区）	備考1	方書2
滞繰サイン	住所文字数（通り名）	備考2	宛先氏名（漢字）
分納誓約サイン	住所文字数（町名）	管理区	補記サイン
口振不能理由サイン	住所文字数（番地）	氏名漢字	住所補記サイン
嘱託員番号	住所	氏名カナ	方書補記サイン
納付誓約サイン	方書	生年月日	氏名補記サイン
後期高齢者医療管理区分	補記サイン	住所	通称名補記サイン
認定情報	住所補記サイン	方書	通名使用サイン
要介護状態区分	方書補記サイン	納付書作成対象者情報	点字サイン
認定年月日	氏名補記サイン	徴収コード	送付先有無サイン

宛名有無サイン	被保険者番号	送付先有無サイン	翌年過年度調定額合計
納付書エリア	区	氏名カナ	翌々年過年度調定額合計
納付書共通エリア	連番	納付書エリア	当該徴収コード調定額
納付書出力区分	共通エリア	納付書共通エリア	前回賦課根拠情報ありサイン
調定年度	出力区分	調定年度	前回調定情報ありサイン
氏名	出力区分（過年）	嘱託員番号	特徴停止事由
氏名（再定義）	整理番号	区名	郵便番号
嘱託員番号	種別	納付書発布理由	区名
区名	通番	実施機関番号	区所名
業務コード	整理番号（過年）	予定金額	区役所の住所
後期高齢者医療固有区分	種別	地区担当員コード	直通電話
新旧済通サイン	通番	納付書期別エリア	代表電話
納付書期別エリア	調定年度	区分	生年月日
未納区分	年度相当	調定年度	算定基礎エリア
調定年度	賦課管理番号	調定年度（再定義）	所得金額
年度相当	宛名エリア	年度相当	所得割率
賦課管理番号	宛名区分	年度相当（再定義）	所得割額
期別	住所コード	賦課管理番号	均等割額
保険料不能額	区	期別	算出額
保険料請求額	学区	保険料額	限度超過額
保険料依頼額	町	納期限	軽減額
納期限	住所コード（京都市外）	通知書決定理由（広域用	年保険料額
口座情報エリア	市外住所サイン	通知書決定理由（京都市用）	月数
口座内容	住所コード	通知書エリア	月割減額
口振不能理由	郵便番号	基礎年金番号	条例減免額
銀行番号	住所1サイン	発布日	保険料額
金融機関番号	住所1	徴収方法	均等割額
支店番号	住所1サイン	口振有無サイン	軽減額
金融機関名	住所2	特徴義務者名	年保険料額
支店名	住所1サイン	年金種別名	月数
口座種別	住所3	特記事項	月数減額
口座番号	住所1サイン	年相別エリア	年金支給額
口座名義人	住所4	年度相当	住所
納付義務者	住所1サイン	決定理由	性別
仮金融機関番号	住所5	前後変更エリア	賦課決定日
OCRエリア	住所1サイン	保険料年額	喪失理由
OCR読取欄1	住所6	減免額	所得割軽減額
OCR1	住所1サイン	本人課税サイン	所得割減額区分
OCR2	住所7	世帯課税サイン	所得割軽減額（変更前）
OCR3	方書1	老福受給サイン	所得割減額区分（変更前）
OCR4	方書2	その他事由サイン	口座情報エリア
OCR5	宛先氏名（漢字）	徴収階層テーブル	口振不能理由
OCR6	宛先氏名（漢字）	月別徴収階層	銀行番号
OCR7	補記サイン	普徴調定額テーブル	金融機関番号
OCR8	住所補記サイン	普徴調定額	支店番号
OCR読取欄2	方書補記サイン	普徴調定額合計	口座種別
OCR9	氏名補記サイン	特徴調定額テーブル	口座番号
更新日	通称名補記サイン	特徴調定額	前回情報エリア
納付書・通知書作成情報	通名使用サイン	特徴調定額合計	出力区分（現年）
徴収コード	点字サイン	随時調定額合計	出力区分（過年）

整理番号（現年）	住所コード	猶予有りサイン	宛先氏名（漢字）
種別	郵便番号	納付書枚数	氏名カナ
通番	住所１サイン	収納マスタKEY情報	補記サイン
整理番号（過年）	住所１	業務コード	住所補記サイン
種別	住所１サイン	徴収コード１	方書補記サイン
通番	住所２	徴収コード２	氏名補記サイン
住所コード	住所１サイン	徴収コード３	通称名補記サイン
区	住所３	調定年度	通名使用サイン
学区	住所１サイン	年度相当	点字サイン
町	住所４	賦課管理番号	送付先有無サイン
住所コード（京都市外）	住所１サイン	期別	連絡先電話番号
市外住所サイン	住所５	納付状況お知らせ情報	普通徴収エリア
住所コード	住所１サイン	徴収コード	普通徴収明細
更新日	住所６	被保険者番号	調定年度
その他エリア	住所１サイン	区	年度相当
賦課事由コメント	住所７	連番	賦課管理番号
特別徴収対象年金額	方書１	口振サイン	期別
対象年金額（仮算定時）	方書２	特記サイン	収入額
対象年金額（本算定時）	宛先氏名（漢字）	資格喪失理由	収入日
市町村別保険料	補記サイン	生保サイン	収入日
特別徴収義務者名	住所補記サイン	要介護状態区分	収入方法
特別徴収対象年金	方書補記サイン	徴収猶予サイン	普通徴収以外エリア
管理区分	氏名補記サイン	滞納管理票作成サイン	普通徴収以外明細
軽減額（変更前）	通称名補記サイン	宛名エリア	調定年度
年保険料額（変更前）	通名使用サイン	宛名区分	年度相当
催告・納付書作成情報	点字サイン	住所コード	賦課管理番号
徴収コード	送付先有無サイン	区	期別
被保険者番号	氏名カナ	学区	収入額
区	納付書エリア	町	収入日
連番	納付書共通エリア	住所コード（京都市外）	収入日
共通エリア	調定年度	市外住所サイン	収入方法
出力区分	嘱託員番号	住所コード	未納状況エリア
出力区分（過年）	区名	郵便番号	未納明細
整理番号	納付書発布理由	住所１	調定年度
種別	実施機関番号	住所２	年度相当
通番	予定金額	住所３	賦課管理番号
整理番号（過年）	地区担当員コード	住所４	期別
種別	納付書期別エリア	住所５	保険料額
通番	区分	住所６	調定額
調定年度	調定年度	住所７	納期限
年度相当	調定年度（再定義）	住所１サイン	納期限
賦課管理番号	年度相当	住所２サイン	収入日
宛名エリア	年度相当（再定義）	住所３サイン	未納ありサイン
宛名区分	賦課管理番号	住所４サイン	滞繰ありサイン
住所コード	期別	住所５サイン	抽出対象期間（開始終了）
区	保険料額	住所６サイン	抽出開始日
学区	調定額	住所７サイン	抽出終了日
町	指定期限	方書１	整理番号
住所コード（京都市外）	納期限	方書２	種別
市外住所サイン	収入日	氏名（漢字）	通番

催告書データ情報	送付先有無サイン	区分	年度相当
徴収コード	連絡先電話番号	処理年度	賦課管理番号
被保険者番号	未納状況エリア	処理年月	賦課管理番号（再定義）
区	未納明細	収納パラム３	期
連番	（期別）催告対象サイン	対象年度	期（再定義）
調定年度	徴収コード２	収入日チェック１	月
催告対象サイン	年度相当	収入日チェック２	月（再定義）
口振サイン	賦課管理番号	収納パラム４	保険料額
特記サイン	期別	基準日	保険料額（再定義）
資格喪失理由	保険料額	パラム年月	郵振手数料額
生保サイン	調定額	基準年度	郵振手数料額（再定義）
要介護状態区分	納期限	整理番号情報	収入方法
滞納管理票作成サイン	収入日	徴収コード	収入日
猶予・承認サイン	時効完成日（徴収権消滅日）	被保険者番号	会計照合情報
宛名エリア	（期別）猶予・承認サイン	区	区
宛名区分	猶予ありサイン	連番	会計年度
住所コード	催告対象回数	出力区分	業務コード
区	滞納回数１回サイン	整理番号	科目領域
学区	催告対象回数サイン	種別	現滞区分
町	最新徴収コード	通番	科目サイン
住所コード（京都市外）	最新被保険者番号	通知書作成理由	会計収支方法
市外住所サイン	最新徴収番号	氏名（漢字）	会計執行日
住所コード	最新区	所得段階区分（変更後）	市区別収入扱サイン
郵便番号	最新連番	所得段階区分（変更前）	データ区分（会計照合）
住所１	区別サイン	徴収方法	符号（照合額）
住所２	整理番号	調定年度	照合額
住所３	種別	年度相当	照合額（再定義）
住所４	通番	通知書作成理由２	符号サイン（郵手）
住所５	収納マスタKEY情報	通知書作成理由（前回）	郵便振替手数料
住所６	業務コード	当初賦課ありサイン	郵便振替手数料（再定義）
住所７	徴収コード１	強制修正後徴収階層	符号（つり銭留保）
住所１サイン	徴収コード２	収入エラー連絡データ	つり銭留保額
住所２サイン	徴収コード３	ニュメリックエリア	つり銭留保額（再定義）
住所３サイン	調定年度	送付キー	符号（消込）
住所４サイン	年度相当	区（送付票）	消込額
住所５サイン	賦課管理番号	区（送付票）（再定義）	消込額（再定義）
住所６サイン	期別	会計年度	処理日
住所７サイン	収納パラム	科目コード	会計照合用収入データ
方書１	区分	科目コード（再定義）	照合エリア
方書２	パラム年月	会計執行日	区
氏名（漢字）	収納パラム２	現滞区分	区（再定義）
宛先氏名（漢字）	区分	現滞区分（再定義）	会計年度
氏名カナ	処理対象調定年度	徴収コード	業務コード
補記サイン	期別Ａ	区	業務コード（再定義）
住所補記サイン	期別Ａ（再定義）	区（再定義）	科目エリア
方書補記サイン	期別Ｂ	被保険者番号	現滞区分
氏名補記サイン	期別Ｂ（再定義）	被保険者番号（再定義）	現滞区分（再定義）
通称名補記サイン	ブッキング種別	連番	科目サイン
通名使用サイン	ブッキング種別（再定義）	連番（再定義）	科目サイン（再定義）
点字サイン	決算用パラム	調定年度	会計収支方法

会計収支方法（再定義）	期	期	郵便番号
会計執行日	集計年度	異動サイン	現住所
市区別収入扱サイン	納入方法コード	データ区分	方書
データ区分	還付充当区分	符号（収入額）	氏名（漢字）
データ区分（再定義）	領収年月日	収入額	宛先氏名（漢字）
符号（照合）	収納年月日	符号（郵振手数料）	氏名カナ
照合額	保険料収納額	郵振手数料額	補記サイン
符号（郵手・照合）	処理区分	会計執行日	住所補記サイン
郵便振替手数料額（照合）	処理日付	収入年月日	方書補記サイン
符号（つり銭・照合）	収納データレコード情報	収入方法	氏名補記サイン
つり銭留保額（照合）	共通情報	科目サイン	通称名補記サイン
符号（消込）	レコード識別子	郵振サイン	通名使用サイン
消込額（照合）	レコード連番	識別番号	点字サイン
収入データエリア	収納情報	特徴義務者コード	連絡先電話番号
徴収コード	被保険者番号	期	性別
被保険者番号	賦課年度	銀行コード	生年月日
被保険者番号（再定義）	相当年度	金融機関番号	資格エリア
区	賦課管理番号	支店番号	資格取得理由
区（再定義）	徴収方法区分コード	会計収入年度	資格取得日
連番	期別番号	市区別収入扱サイン	資格喪失理由
連番（再定義）	集計年度	現滞区分	資格喪失日
調定年度	納入方法コード	嘱託員番号	特記サイン
年度相当	還付充当区分	徴収権消滅対象者情報	賦課根拠エリア
賦課管理番号	領収年月日	被保険者番号	年相
賦課管理番号（再定義）	収納年月日	徴収番号	徴収階層
月	保険料収納額	区	階層決定年月
月（再定義）	収納中間情報	連番	階層決定理由
期	区	調定年度	減免事由
期（再定義）	収納情報	年度相当	生活保護エリア
符号（収入）	被保険者番号	賦課管理番号	生保区分
収入額	賦課年度	期別	生保開始日
収入額（再定義）	相当年度	最新管理区	生保廃止日
符号（郵手）	賦課管理番号	最新住所コード	実施機関番号
郵振手数料額	徴収方法区分コード	整理番号	認定情報エリア
郵振手数料額（再定義）	期別番号	リスト作成区分	認定日
郵振手数料額（再定義）	集計年度	収納情報	認定開始日
収入年月日	納入方法コード	納期限	認定終了日
収入方法	還付充当区分	時効完成日	要介護度
エラーエリア	領収年月日	未納額	更新区分
集計不能エラーサイン	収納年月日	送付先ありサイン	作成年月
エラーサインエリア	保険料収納額	宛名エリア	徴収権消滅サイン情報
エラーサイン	収入異動情報	宛名区分	被保険者番号
区コードエラーサイン	業務コード	住登区分	徴収番号（最新）
収納エラー情報	徴収コード	住所コード	区
区	被保険者番号	区	連番
収納情報	区	学区	調定年度
被保険者番号	連番	町	年度相当
賦課年度	調定年度	住所コード（京都市外）	賦課管理番号
年度相当	年度相当	市外住所サイン	期別
賦課管理番号	賦課管理番号	住所コード	収納情報

納期限	徴収状況明細用収納マスタ	賦課の元となる所得金額	調定年度（再定義）
時効完成日	被保険者番号	所得割金額	賦課管理番号
未納額	徴収番号	均等割金額	期別
リスト区分	調定年度	減額区分	収入額
収納連携不能データ情報	年度相当	軽減額	返戻請求サイン
業務コード	賦課管理番号	限度超過額	資格喪失判定情報
徴収コード	期別	減免額	被保険者番号
被保険者番号	調定回数	後期高齢保険料	後期高齢者医療管理区分
区	調定額	資格情報	資格取得情報
連番	収入回数	管理区分	取得日（台帳登録日）
調定年度	保険料収入額	資格喪失日	取得理由
年度相当	収入年月日	適用開始日	資格喪失情報
賦課管理番号	会計執行日	適用終了日	喪失日（和暦）
期	収入方法	収入日	喪失理由
異動サイン	延滞金収入額	納期限日	想定保険料額情報
データ区分	収入年月日（延滞金）	保険料納付額データ	被保険者番号
符号（収入額）	会計執行日（延滞金）	被保険者番号	年度
収入額	統計用収納マスタ	納付書	調定年度
符号（郵振手数料）	徴収コード	口座振替	想定保険料額
郵振手数料額	被保険者番号	特別徴収	保険料年額
会計執行日	徴収番号	還付	所属情報
収入年月日	徴収コード区	合計額	区コード
収入方法	連番	備考1	課コード
科目サイン	徴収番号	備考2	係コード
郵振サイン	調定年度	収入修正用エラーデータ	郵便局名
処理日	年度相当	区	区役所記号
識別番号	賦課管理番号	会計年度	市名
特徴義務者コード	期別	科目サイン	区役所名
期	調定額	会計執行日	支所名
銀行コード	保険料総収入額	現滞区分	課名
金融機関番号	収入方法	被保険者番号	係名
支店番号	延滞金総収入額	区	所属住所
会計収入年度	サインエリア	連番	市名
市区別収入扱サイン	納付時期サイン	調定年度	住所1
現滞区分	年度末所得段階区分	年度相当	住所2
嘱託員番号	生保サイン	賦課管理番	区・支所名
個人別サイン情報	老福サイン	期別	区・支所名
被保険者番号	第1段階適用月有無サイン	収入額	区名（本所名）
納付誓約サイン	段階変更サイン	郵便振替手数料額	区名（カナ）
後期高齢収納用会計テープ	年齢	収入方法	郵便番号
区コード	資格取得理由	収入日	電話番号
収入年度	資格喪失理由	エラーサイン	会計コード（納付書整理番号
業務コード	要介護度（年度末状態）	処理日	会計公番（各区口座公番）
業務サブコード	世帯サイン	当初収入累積情報	区・支所名（カナ）
科目コード	外国人サイン	基礎年金番号情報	保険者番号
データ区分	住所地特例サイン（年度末）	徴収コード	滞納情報データレコード
会計執行日	減免事由（年度末）	被保険者番号	共通情報
異動サイン	不納欠損額	区	レコード識別子
符号	賦課情報	徴収コード連番	レコード連番
金額	市町村別保険料	調定年度	滞納者情報

被保険者番号	宛名エリア	生保区分	納期変更エリア
賦課年度	住民異動日	生保開始日	納期変更理由
相当年度	住定日	生保廃止日	納期限（変更後）
賦課管理番号	消除異動日	実施機関番号	納期限（変更後）
徴収方法区分コード	宛名区分	収納情報	督促エリア
期別番号	住登区分	徴収番号	督促発布理由
滞納状態コード	特記サイン	調定年度	督促発布日
督促書発行年月日	住所コード	年度相当	督促発布日
催告書発行年月日	区	賦課管理番号	時効管理エリア
不納欠損年月日	学区	期別	時効中断日
不納欠損事由	町	納期限	時効中断日
不納欠損額	住所コード（京都市外）	未納期数	領収日
滞納中間情報	市外住所サイン	総未納額	領収日
区	住所コード	総欠損額	時効進行日
滞納者情報	郵便番号	認定情報エリア	時効進行日
被保険者番号	現住所	認定日	時効完成日
賦課年度	方書	認定開始日	時効完成日
相当年度	郵便番号（送付先）	認定終了日	滞納処分状況
賦課管理番号	送付先住所	要介護度	徴収猶予エリア
徴収方法区分コード	送付先方書	更新区分	徴収猶予理由
期別番号	氏名（漢字）	事業者名	徴収猶予開始日
滞納状態コード	宛先氏名（漢字）	事業者番号	徴収猶予開始日
督促書発行年月日	氏名カナ	電話番号（事業者）	徴収猶予終了日
催告書発行年月日	補記サイン	給付実績エリア	徴収猶予終了日
不納欠損年月日	住所補記サイン	期別給付実績	承認エリア
不納欠損事由	方書補記サイン	給付年度	承認日
不納欠損額	氏名補記サイン	世帯構成員エリア	承認理由
滞納整理異動データ	通称名補記サイン	世帯構成員明細	時効停止エリア
徴収コード	通名使用サイン	氏名漢字	時効停止理由
被保険者番号	点字サイン	続柄	時効停止開始日
徴収番号	連絡先電話番号	生年月日	時効停止終了日
徴収コード区	連絡先電話番号（送付先）	宛名区分	納期限変更サイン
連番	性別	６人オーバーサイン	公示による納期限変更サイン
徴収番号	生年月日	承認理由	更新情報
調定年度	住所コード（送付先）	滞納管理対象者リスト用項目	区コード
年度相当	資格エリア	今後の徴収方法	管轄コード
賦課管理番号	資格取得理由	承認・猶予サイン	更新日
期別	資格取得日	税資ありサイン	滞納統計情報
連絡区分	資格喪失理由	リスト区分	被保険者番号
督促状発布日	資格喪失日	作成年月	徴収番号（最新）
督促発布理由	証発行エリア	滞納処分整理情報	区
納期限	証交付理由	業務コード	連番
納期限変更理由	証交付日	被保険者番号	区分
エラーサインエリア	賦課根拠エリア	徴収番号	調定額
エラーサイン	年相	徴収コード区	収入額
滞納管理票情報	徴収階層	徴収コード連番	未納率
被保険者番号	階層決定年月	調定年度	特記サイン
徴収番号（最新）	階層決定理由	年度相当	要介護度
区	減免事由	賦課管理番号	住所コード（京都市内）
連番	生活保護エリア	期別	区

学区	督促情報	済通データ（市・区分）	送付バッチ番号
町	発布日	ニュメリックエリア１６６桁	業務サブコード
住所コード（京都市外）	発布No.	会計執行日	新旧済通サイン
市外住所サイン	調定額	集計レベル	期割情報
住所コード	収入額	業務コード	レコード情報
資格喪失理由	督促発行後収入情報	業務コード（再定義）	レコード識別子
当月喪失サイン	業務コード	区	レコード番号
当月区間移動サイン	徴収コード	区（再定義）	被保険者番号
当月認定サイン	被保険者番号	ニュメリックチエックエリア	賦課年度（西暦４桁）
当月完転サイン	区	被保険者番号	相当年度（西暦４桁）
特徴義務者テーブル	連番	被保険者番号（再定義）	賦課管理番号
特別徴収義務者番号	調定年度	賦課管理番号	徴収方法区分コード
特別徴収義務者コード	年度相当	賦課管理番号（再定義）	期別番号
特別徴収義務者名称の略称	賦課管理番号	連番	期割情報種別
レコード削除コード	期	連番（再定義）	納期限年月日（西暦）
期限テーブル情報	督促情報	Ｃ／Ｃ	保険料期割額
区分	発布日	Ｃ／Ｃ（再定義）	異動区分
年度、期別	発布No.	収入方法（後期固有区分）	収納情報
調定年度	調定額	調定年度	レコード情報
年度（再定義）	収入額	年度相当	レコード識別子
期Ａ	今回収入情報	月	レコード番号
期Ａ（再定義）	符号（収入額）	月（再定義）	被保険者番号
期Ｂ	収入額	期	賦課年度（西暦４桁）
期Ｂ（再定義）	会計執行日	期（再定義）	相当年度（西暦４桁）
納期限・指定期限	収入年月日	保険料額	賦課管理番号
納期限・指定期限（再定義）	収入方法	保険料額（再定義）	徴収方法区分コード
発付日	科目サイン	郵振手数料額	期別番号
発付日（再定義）	収入異動パラメータ情報	郵振手数料額（再定義）	集計年度（西暦４桁）
日付Ａ	処理期	保険料会計額	納入方法コード
日付Ａ（再定義）	年度	保険料会計額（再定義）	還付充当区分
ＭＴ交換銀行テーブル	期別	延滞金額	領収年月日（西暦）
銀行番号	特徴義務者コード	延滞金額（再定義）	収納年月日（西暦）
委託者コード	会計執行日	合計額	保険料収納済額
仮金融機関番号	会計執行日（再定義）	合計額（再定義）	滞納者情報
滞繰徴収コード情報	収入日	収入日	レコード情報
徴収コード	収入日（再定義）	収入方法（税共通）	レコード識別子
区	口座読替データ	銀行番号	レコード番号
被保険者番号	口座管理情報	ニュメリックエリア再定義	被保険者番号
連番	データ区分	バッチ番号	賦課年度（西暦４桁）
滞繰サイン	旧金融機関コード	区コードエラーサイン	相当年度（西暦４桁）
督促発布情報	旧銀行コード	送付票領域	賦課管理番号
業務コード	旧支店コード	送付票キィー	徴収方法区分コード
徴収コード	旧口座種別	区（送付票）	期別番号
被保険者番号	旧口座番号	区（送付票）（再定義）	滞納状態コード
区	口座名義人	会計年度（送付票）	督促状発行年月日（西暦）
連番	新支店番号	業務コード（送付票）	催告書発行年月日（西暦）
調定年度	新支店名	業務コード（送付・再定義）	不能欠損情報
年度相当	新口座種別	会計執行日（送付票）	不能欠損年月日（西暦）
賦課管理番号	新口座番号	現滞区分（送付票）	不能欠損事由コード
期	徴収コード	現滞区分（送付票・再定義）	不能欠損額

決算用収納マスタ
収納マスタ
業務コード
徴収コード1
徴収コード2
徴収コード3
調定年度
年度相当
賦課管理番号
期別
異動サイン
調定回数
調定額
納期限
調定年月日
調定処理年月日
収入回数
収入額
会計執行年月日
収入年月日
収入処理年月日
収入方法
保険料サイン
延滞金サイン
郵振サイン
年金保険者識別番号
銀行＋支店番号
区コード
更新情報
更新区
区コード
管轄コード
更新日
処理時間
処理事由コード
業務コード
処理事由

決算用収入履歴情報
業務コード
徴収コード1
徴収コード2
徴収コード3
調定年度
年度相当
賦課管理番号
期別
収入回数
異動サイン
収入額
郵振手数料
会計執行年月日
収入年月日
収入処理年月日
収入方法
科目コード
郵振サイン
年金保険者識別番号
銀行＋支店番号
区コード
更新情報
更新区
区コード
管轄コード
更新日
処理時間
処理事由コード
業務コード
処理事由

口振明細情報
収納マスタ
徴収コード
被保険者番号
区
連番
調定年度
年度相当
賦課管理番号
期別
銀行番号
金融機関番号
支店番号
口座種別
口座番号
金融機関名
支店名
名義人名
新規サイン
口振依頼額
氏名カナ
仮金融機関番号

連携情報
個人番号
団体内統合宛名番号
情報提供用個人識別符号
情報提供等記録
氏名
住所
性別
生年月日

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

給付

＊業務個人番号は番号法導入前より使用している後期高齢者医療システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。
＊給付関連情報については、広域連合標準システムを用いて実際の支給決定処理等を行う京都府後期高齢者医療広域連合の特定個人情報ファイル記録項目と同じ

宛名番号	高額療養費計算WK
給付記録管理	高額該当負担区分WK
葬祭費（その他）	他県公費累積WK
高額療養費支給管理	
特別療養費支給	
給付制限個人管理	
高額療養費清算管理	
エラーレセプト	
再審査レセプト	
当月レセプト	
療養費支給	
被保険者月別資格日数	
高額介護合算療養費等支給申請書情報	
外来年間合算支給申請書情報	
高額療養費計算WK	
被保険者番号	
給付記録管理	
高額療養費支給	
葬祭費（その他）	
高額療養費支給管理	
特別療養費支給	
口座	
給付制限個人管理	
給付制限レセプト管理	
高額療養費清算管理	
エラーレセプト	
支給管理	
高額該当管理	
再審査レセプト	
当月レセプト	
療養費支給	
被保険者月別資格日数	
レセプト負担区分管理	
高額介護合算療養費等支給申請書情報	
自己負担額証明情報	
高額療養費特別支給金支給管理	
特定医療費等連絡対象者管理	
突合レセプト増減情報	
突合査定結果情報	
後発医薬品差額通知送付情報	
給付制限追加情報	
一定点数超過管理セットアップ	
一定点数超過管理	
第三者行為求償連携管理	
外来年間合算支給申請書情報	
外来年間合算自己負担額情報	
外来年間合算計算結果情報	
外来年間合算計算結果内訳情報	
高額介護合算計算結果情報	
高額介護合算計算結果内訳情報	

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	申請等の窓口において、申請書等の内容や本人確認書類（免許証等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ①入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ②標準システム窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所（以下「 個人識別情報」という。）と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。 ※1：ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 ③対象者に疑義がある場合は京都市後期システムの最新情報で同一人物であることを確認している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ①入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス(※1)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当市が標準システム窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。 ※1：ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、広域連合の標準システムからデータ配信ができないしくみになっている。 ③対象者の情報に疑義があるときは、京都市後期システム端末で確認するが、最低限の情報のみ閲覧できるようにしている。 【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービス画面の誘導に従い、サービス検索し、申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	①操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を抑止する。 ②システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、必要な情報以外の情報登録を防止する。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システムを通じた入手＞ システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。 また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 ＜その他の入手（窓口対応、電話対応等）＞ ①資格異動の届出や申請においては法令等の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出や申請のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ②後期高齢者医療事務等の遂行以外の目的で、特定個人情報を入手することがないよう情報セキュリティ管理者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。 ③職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し、不適切な操作ができないようになっており、すべてのシステム操作についてログを取得し保管している。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ システムを通じた入手について、特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されており専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。 【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー（個人情報）カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、署名検証も行われるため、本人（代理人）からの情報のみ送信される。 ・ぴったりサービスの画面誘導において、申請フォームがどのような手続を行うための電子申請であるか明示することで、過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるように措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書(マイナンバー(個人番号)カード)の提示を受け、本人確認を行う。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ 特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されているとともに、標準システム窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において既に実施済みである。 【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー（個人番号）カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した京都市は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなり、これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	①マイナンバー(個人番号)カードの提示又は、通知カードと本人確認書類（免許証等）の提示を求め確認を行う。 ②転入等の際、マイナンバー(個人番号)カード又は通知カードの提示等による確認が困難な場合は、住基システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、確認を行う。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ 特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されているとともに、標準システム窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市において真正性の確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、真正性の確認は当市において既に実施済みである。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ 特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されているとともに、広域連合においても京都市後期システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスへの個人番号の入力時には、個人番号の入力間違いをチェックする等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。
その他の措置の内容	入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、必要に応じ情報を照合できるよう、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管する等の適切な措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	①入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。 ②特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 ③インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ④特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体（CD、DVD等）を用いた運用をすることを極力行わないこととする。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ①当市の標準システム窓口端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ②当市の標準システム窓口端末と広域連合の標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ③当市の標準システム窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ④ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合により迅速に実施される。 ⑤標準システム窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ⑥標準システム窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ⑦電算処理業務運用に係る電子データの受渡しに当っては機密を要する情報が含まれているため、原則として全てのファイルにパスワードを設定し暗号化を行う。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
その他の措置の内容	－

リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	①システムを利用する職員にのみ認証カードを発行し、所属長が当該職員の行う使用権限を限定的に付与する。 ②職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。 ③認証の記録を保管する。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ①標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ③標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ④ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスを使用する職員ごとにIDを発行し、共用のID利用を禁止する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	①職員毎に、業務に必要なアクセス権限を付与し利用可能な機能を制限する。 ②職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ③退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ 職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを使用不可能にする。	
アクセス権限の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	①職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ②不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴の記録を保管する。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ 職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。	
特定個人情報の使用の記録	[　　記録を残している　　]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
具体的な方法	①特定個人情報を扱うシステムの操作履歴（ユーザーID、操作日時、処理事由等）を記録している。 ②必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ①標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他にログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ②情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ③当該記録については、一定期間保存することとしている。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	①システムの操作履歴を記録する。また、そのことを職員に周知する。 ②システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。 ③職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。	

リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	京都市後期システムからは物理的に複製できない仕組となっている。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ①GUIによるデータ抽出機能(※1)は標準システム窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ②標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ※1：ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出に当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従い業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等のみが個人番号付電子申請データをLGWAN接続端末へ保存できるよう機械的に制御する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
端末画面は、来庁者から見えないようにする。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	①委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、ISO9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、共通仕様書に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守する事を前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。 ②委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[　　制限している　　] ＜選択肢＞ 1）制限している　　2）制限していない
具体的な制限方法	①作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ②閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ③閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ④閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
具体的な方法	①特定個人情報ファイルへのアクセス履歴（ユーザーID、操作日時、処理事由（又は処理内容）を記録する。 ②システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。 ③契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ④委託業者からセキュリティ研修等の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

特定個人情報の提供ルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	「京都市情報セキュリティ対策基準」「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」により、個人情報を取り扱う情報システムに関して、随意契約により契約を締結しようとする場合は、原則として再委託を禁止することとし、コンソーシアム（複数事業者による連合体）と契約を締結すること、又は契約を履行するすべての事業者と直接契約を締結することとしている。このため委託先からさらに他者に情報を提供する必要はないようになっている。例外的に再委託する場合は、電子情報の第三者への提供を禁止する条項及び京都市への定期的な報告義務を課す条項を付して許可することになっている。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	（システム運用等委託） システムのオペレーション業務や運用保守業務の委託に関しては、委託業務の実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの外部への持ち出しを認めない。 （業務委託） [ルールの内容] 委託先へ特定個人情報を提供する際に、委託先へデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに媒体を格納したうえで搬送することを義務付ける。 [ルール順守の確認方法] 委託先に提供する際、日付及び件数を記録した確認書を作成し、データ搬送時に合わせて確認を行う。また、日常運用において、ルールが順守されていることを定期的に確認する。
特定個人情報の消去ルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	①共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守する事を前提に委託する。 ②委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	規定の内容	電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書において、データ等の適正な管理について定めている。 ①目的外利用の禁止 ②特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ③特定個人情報の提供先の限定 ④情報漏洩を防ぐための保管管理責任 ⑤個人情報の取扱いについてのチェックの実施及び報告 ⑥委託先の視察・監査の実施 ⑦原則的に再委託を禁止している。 ⑧複写・複製の原則禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
	具体的な方法	①許可のない再委託を禁止する。 ②特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ 標準システム窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施される。また、GUIによるデータ抽出機能は無い。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転については、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に従い、提供・移転の可否を判断する。他の業務に係る電子計算機処理の目的で収集された電子情報を利用する場合は、あらかじめ書面により、当該電子情報を管理する業務主管部署の承認を得る。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ①当市の京都市後期システムから広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ②情報システム管理者は京都市後期システムから広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①操作ログを収集し不適正な提供・移転を抑止する。 ②媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ①当市の京都市後期システムからのデータ送信は、広域連合の標準システム以外には行えない仕組みとなっており、送信処理が可能な職員等については、標準システム窓口端末へのログインIDによる認可により事務取扱実施者に限定している。 ②標準システム窓口端末へのログインを実施した職員等・時刻・操作内容およびデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。 ③京都市後期システムは、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ④京都市後期システム端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	（誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置） システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 （誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置） 情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ①京都市後期システム端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。 ②情報の移転先にあたる広域連合については、当市の後期高齢者医療支援システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、当市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。

リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
―

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）**	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ ①ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。 ②操作ログを収集し、不適切な情報の入手を抑止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2））法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ システム間の接続は、インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ 中間サーバーから各業務システム宛ての情報照会結果の中継においては、業務システムに合わせるため、文字やコードを変換することを除き、照会結果内容の改変は行わない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい･紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ 中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供を抑止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ ①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ②情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜京都市における措置＞ 中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜京都市における措置＞ ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。 ②サーバー室への入退室の場所を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ③記録媒体や紙書類は、施錠可能な場所に保管する。 【電子申請導入に伴う追記】 ④LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、業務時間外に施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ 執務室の奥側に設置し、ワイヤーキーによりデスクと固定している	

⑥技術的対策		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜京都市における措置＞ （不正プログラム対策） ①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ②コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用。 ③情報セキュリティホールに関連する情報（コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む）を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容（コンピュータウイルス関連情報等）が適切であるかどうかを定期的に確認する。 （不正アクセス対策） ①ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。 ②端末等の不正接続防止システムを導入する。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ①標準システム窓口端末には、ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ②不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ③オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。
⑦バックアップ		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	―
	再発防止策の内容	―
⑩死者の個人番号		[　　保管している　　] ＜選択肢＞ 1）保管している　2）保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	住基情報そのものを使用していることから住基情報の異動と連動しており、古い情報のまま保管するリスクはない。保存期間を経過した情報を消去する仕組みを構築する。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ 標準システム窓口端末に保管されるデータはない。 【電子申請導入に伴う追記】 ・LGWAN接続端末に保存したデータについて、再申請や申請情報の訂正が発生した場合、古い情報で処理を行わないよう履歴管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	①システム上、保存期間を経過した情報を消去する仕組みとする。 ②磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。 ③専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ④帳票については、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ⑤廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ 標準システム窓口端末に保管されるデータはない。 【電子申請導入に伴う追記】 ・LGWAN接続端末については、処理終了後の不用な個人番号付電子申請データの消去について、徹底し、必要に応じて管理者が確認する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	＜京都市における措置＞ 定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	＜京都市における措置＞ ①定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検するとともに、その結果を踏まえて必要に応じ体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ②定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜京都市における措置＞ ①新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティに定めた規定等について説明し、周知徹底している。 ②毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。 ③各システムの操作マニュアルにセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 ＜標準システム窓口端末における措置＞ ①職員及び嘱託員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施している。 ②委託者に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ③違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室　情報公開コーナー 〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
②請求方法	京都市個人情報保護条例第14条、第24条又は第30条に基づき、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書を提出する。
特記事項	市ホームページに、請求方法等を掲載している。
③手数料等	[　　無料　　]　＜選択肢＞ 1) 有料　　2) 無料 （手数料額、納付方法：手数料は無料。写しの交付を希望する場合、複写料を徴する。（例：片面1枚白黒複写につき10円））
④個人情報ファイル簿の公表	[　　行っている　　]　＜選択肢＞ 1) 行っている　　2) 行っていない
個人情報ファイル名	後期高齢者医療における資格・賦課・徴収事務（個人情報事務単位での目録の名称）
公表場所	総合企画局デジタル化戦略推進室情報公開コーナー
⑤法令による特別の手続	―
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	―

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎3階 TEL 075-222-3511
②対応方法	問合せ内容及びその対応について記録を残す。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月2日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	番号法第27条に基づき市民意見聴取を行う。 実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所、市情報公開コーナー、保健福祉局生活福祉部保険年金課において評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。
②実施日・期間	①平成28年11月14日から平成28年12月13日まで ②令和6年7月23日から令和6年8月23日まで
③期間を短縮する特段の理由	―
④主な意見の内容	①全項目評価書において特定個人情報を取り扱うにあたり、個人のプライバシーの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言することで特定個人情報が守られていることがわかるのでよい。 ②ア　「Ⅰ基本情報」-「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「①事務実施上の必要性」の②に「個人番号を用いることで申請・届出の手間や手続きを簡略化し被保険者の利便性の向上を図る必要がある。」とあり、これは既に実行されている機能ではないか。また、「Ⅰ基本情報」-「6. 情報ネットワークシステムによる情報連携※」-「②法令上の根拠」「1情報提供の根拠」で情報提供の法令上の根拠なしと記載があり、根拠がないなら、個人番号との紐付けは不要である。 イ　マイナンバー連携システムと中間システムを追加することでリスクは高まるが、メリットはあるのか。 ウ　後期高齢者医療制度の既存の管理番号で独自に管理ができるならば、番号法の個人番号と紐付ける必要性はない。 エ　「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」ー「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」ー「リスクに対する措置の内容」の②で「特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する」とあるが、この紙媒体は何日間保管され、どのように廃棄されるのか。また、「情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する」とあるが、ヒューマンエラーを避けるためにシステム上に自動確認機能があるのか。 オ　医療システムを多目的かつ複合的に使用することでシステムが複雑になり情報漏洩のリスクが高まるため、データの合理化・効率を高めることが目的ならば、システムを極力簡素にし、医療システムとマイナンバーシステムを完全に分離すべきではないか。
⑤評価書への反映	①特になし ②ア　誤解を招かない記載にするため「Ⅰ基本情報」-「6. 情報ネットワークシステムによる情報連携※」-「②法令上の根拠」「1情報提供の根拠」について「なし」を「なし※情報提供は行わない」に修正 イ　国民・住民等からの意見の聴取により、誤解を招かないよう不必要な記載を無くすため「（別添3）変更箇所」項目「「Ⅰ基本情報」-「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「①事務処理上の必要性」-「変更前の記載」について「②個人番号を用いることで申請・届出の手間や手続きを簡略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある」を削除

3. 第三者点検	
①実施日	平成28年12月16日、平成29年2月3日、令和6年9月12日
②方法	京都市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価書の記載内容は、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月13日	「I 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	保険年金課長　出口　一行	保険年金課長　志摩　裕丈	事後	当該職員の異動による修正であり、重要な変更には当たらない。
	「I 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	保険年金課長　志摩　裕丈	所属長名を所属長の役職名に変更	事後	様式の変更があったため。
	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「①入手元」	文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局（生活福祉部地域福祉課、障害保健福祉推進室、長寿社会部介護保険課）	文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局（生活福祉部生活福祉課、障害保健福祉推進室、健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑦使用の主体」	保健福祉局保険年金課、各区役所・支所保険年金課、京北出張所福祉担当	保健福祉局生活福祉部保険年金課、各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転」-「移転先4」	保健福祉局長寿社会部介護保険課	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和5年1月4日	「Ⅰ基本情報」-「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「①事務実施上の必要性」	右記を追加	振込先口座（公金受取口座）	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	「Ⅰ基本情報」-「4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「②実現が期待されるメリット」	右記を追加	振込先口座（公金受取口座）	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映
令和5年1月4日	「Ⅰ基本情報」-「5．個人番号の利用※」-「法令上の根拠」	右記を追加	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	事前	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）の反映
令和5年1月4日	「Ⅰ基本情報」-「6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携※」-「②法令上の根拠」	1　情報提供の根拠 　なし 2　情報照会の根拠 　番号法第19条　別表第二第82項	1　情報提供の根拠 　なし 2　情報照会の根拠 （1）番号法第19条　別表第二 第82項 （2）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 （令和3年法律第38号） 第9条	事前	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）の反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	「（別添1）事務内容」ー「③徴収」	右記を追加	⑳㉑受け取った還付請求に基づき公金受取口座情報を照会し、回答を得て、指定の口座に還付金を振り込む。	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映
令和5年1月4日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「2. 基本情報」-「④記録される項目」-「主な記録項目※」	右記を追加	その他（公金受取口座情報）	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映
令和5年1月4日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「2. 基本情報」-「④記録される項目」-「その妥当性」	右記を追加	⑨公金受取口座情報は保険料還付、給付等の振込先を把握するために必要。	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「①入手元※」	右記を追加	行政機関・独立行政法人等（デジタル庁）	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映
令和5年1月4日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑧使用方法※」	右記を追加	⑦公金受取口座情報を基に、保険料の還付を行う。	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映
令和5年1月4日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑧使用方法※」-「情報の突合※」	右記を追加	⑤保険料還付のため、被保険者情報と公金受取口座情報を突合する。	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑧使用方法※」-「権利利益に影響を与え得る決定※」	右記を追加	③保険料の還付決定	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映
令和5年1月4日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「提供先1」-「①法令上の根拠」	番号法第19条第7号別表第二第83項	番号法第19条第8号別表第二第83項	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の反映
令和5年1月4日	「（別添2）特定個人情報ファイル記録項目」ー「宛名」	右記を追加	公金受取口座情報 公金受取口座利用希望有無	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	「（別添2）特定個人情報ファイル記録項目」ー「徴収」	不要欠損事由コード	不能欠損事由コード	事後	誤字による修正であり、重要な変更には当たらない。
令和5年1月4日	全項目	,	、	事後	令和4年6月24日付け 文書作成の要領について（依命通達）の反映
令和5年1月4日	「Ⅰ基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」-「②システムの機能」	右記を追加	4　情報照会業務（1、2に付随する業務） 　標準システム窓口端末の情報連携管理ツール 　を用いて、情報照会要求を登録し、その後、情報 　照会結果を確認する。	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	「（別添1）事務内容」ー「④情報照会」	新規で追加	④情報照会	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10 号）」の反映
令和6年9月13日	「Ⅰ基本情報」-「1．特定個人情報を取り扱う事務」-「②事務の内容※」	右記を追加	⑦市区町村において住民からの療養費等支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費等支給の認定処理を行い、市区町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。	事前	給付業務については、原則京都府後期高齢者医療広域連合広域連合から依頼された事務を実施しており、同広域連合のPIAで定められていたが、後期高齢者医療保険給付業務の事務委託に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に京都市独自の変更が生じるため、事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅰ基本情報」-「2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」-「②システムの機能」	3 給付業務 　標準システム窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を標準システム窓口端末へ配信する。	3 給付業務 　標準システム窓口端末を用いて、療養費支給申請等に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定等を行い、標準システム窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を標準システム窓口端末へ配信する。	事前	給付業務については、原則京都府後期高齢者医療広域連合広域連合から依頼された事務を実施しており、同広域連合のPIAで定められていたが、後期高齢者医療保険給付業務の事務委託に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に京都市独自の変更が生じるため、事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅰ基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム3」-「③他のシステムとの接続」	右記を追加	庁内連携システムに「〇」	事後	誤字による修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年9月13日	「Ⅰ基本情報」-「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「①事務実施上の必要性」	①被保険者の資格管理、保険料賦課・徴収の事務処理のため、被保険者及び同一世帯員の正確な住民基本台帳情報、所得・課税情報、振込先口座（公金受取口座）等を把握する必要がある。	①被保険者の資格管理、保険料賦課・徴収及び給付の事務処理のため、被保険者及び同一世帯員の正確な住民基本台帳情報、所得・課税情報、振込先口座（公金受取口座）等を把握する必要がある。	事前	給付業務については、原則京都府後期高齢者医療広域連合広域連合から依頼された事務を実施しており、同広域連合のPIAで定められていたが、後期高齢者医療保険給付業務の事務委託に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に京都市独自の変更が生じるため、事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅰ基本情報」-「5. 個人番号の利用※」-「法令上の根拠」	番号法第9条第1項　別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	番号法第9条第1項　別表の85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	事後	法別表第二が廃止され、新たに「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」が公布されたことに伴う修正。 重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅰ基本情報」-「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※」-「②法令上の根拠」	1　情報提供の根拠 　なし 2　情報照会の根拠 （1）番号法第19条　別表第二 第82項 （2）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 （令和3年法律第38号） 第9条	1　情報提供の根拠 　なし※情報提供は行わない 2　情報照会の根拠 （1）法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 第117項 （2）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 （令和3年法律第38号） 第9条	事後	法別表第二が廃止され、新たに「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」が公布されたことに伴う修正。 重要な変更には当たらない。
令和6年9月13日	「（別添1）事務内容」ー「①資格」	図中「①異動届出」修正	電子申請導入に伴い、申請受付事務の流れにつき、以下の項目を修正・追記。 図中「①異動届出（来所・郵送）」、「①異動届出（電子）」、「ぴったりサービス」、「①’ 住基からの情報連携」	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「（別添1）事務内容」ー「①資格（備考）」	①　異動届を受け付ける。異動事由に応じて、以下の書類を持参する ・障害認定申請･･･障害者手帳等 ・転入（転出）･･･負担区分証明書 ・生活保護廃止（開始）･･･生活保護受給証明書等 主に標準システム窓口端末により、住基、所得、資格情報等を確認する。	①　異動届を受け付ける（紙（持参又は郵送）による受付と電子による受付を行う。）。異動事由に応じて、以下の書類を持参する ・障害認定申請･･･障害者手帳等 ・転入（転出）･･･負担区分証明書 ・生活保護廃止（開始）･･･生活保護受給証明書等 主に標準システム窓口端末により、住基、所得、資格情報等を確認する。 ①´ 電子申請の場合は、届け出は不要。住基から自動的に情報が連携される。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「（別添1）事務内容」ー「⑤給付」	新設	「⑤給付」の事項を追加	事前	給付業務については、原則京都府後期高齢者医療広域連合から依頼された事務を実施しており、同広域連合のPIAで定められていたが、後期高齢者医療保険給付業務の事務委託に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に京都市独自の変更が生じるため、事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「④入手に係わる妥当性」	＜広域連合からの入手＞ 1 入手に係る根拠 （略） 　なお、市町村が番号法第9条第1項別表第一の59項の事務を実施するにおいて、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは妥当である。 （略） 3 入手方法の妥当性 （略） ＜本人又は本人の代理人からの入手＞ 番号法第9条別表第1第59項に規定され、高齢者医療確保法施行規則に規定する届出及び申請を受けた都度必要に応じて入手する。 （略） ＜情報提供ネットワークシステムにより入手＞ 番号法第19条別表第2第82項に規定され、調査が必要になった都度入手する。 （略）	＜広域連合からの入手＞ 1 入手に係る根拠 （略） 　なお、市町村が番号法第9条第1項別表の85の項の事務を実施するにおいて、後期高齢者医療の保険料徴収を遂行するために必要な賦課情報等を広域連合から入手することは妥当である。 （略） 3 入手方法の妥当性 （略） ＜本人又は本人の代理人からの入手＞ 番号法第9条第1項別表の85の項に規定され、高齢者医療確保法施行規則に規定する届出及び申請を受けた都度必要に応じて入手する。 （略） ＜情報提供ネットワークシステムにより入手＞ 法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第117項に規定され、調査が必要になった都度入手する。 （略）	事後	法別表第二が廃止され、新たに「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」が公布されたことに伴う修正。 重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑤本人への明示」	（略） ③情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第2第82項にて明示されている。 （略）	（略） ③情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第117項にて明示されている。 （略）	事後	法別表第二が廃止され、新たに「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」が公布されたことに伴う修正。 重要な変更には当たらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑥使用目的」	高齢者医療確保法及び関係法令による後期高齢者医療の資格・賦課・徴収に関する事務を適正に行う。	高齢者医療確保法及び関係法令による後期高齢者医療の資格・賦課・徴収・給付に関する事務を適正に行う。	事前	給付業務については、原則京都府後期高齢者医療広域連合から依頼された事務を実施しており、同広域連合のPIAで定められていたが、後期高齢者医療保険給付業務の事務委託に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に京都市独自の変更が生じるため、事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑧使用方法」-「権利利益に影響を与え得る決定」	①被保険者資格決定 ②保険料賦課額決定 ③保険料の還付決定	①被保険者資格決定 ②保険料賦課額決定 ③保険料の督促・還付決定 ④期割決定 ⑤給付金決定	事前	給付業務については、原則京都府後期高齢者医療広域連合から依頼された事務を実施しており、同広域連合のPIAで定められていたが、後期高齢者医療保険給付業務の事務委託に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に京都市独自の変更が生じるため、事前に評価を行う必要がある。また、その他の給付金以外の修正箇所はより詳細に分かりやすい表現に修正している。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項1」-「⑥委託先名」	株式会社インテック	株式会社京信システムサービス	事後	入札結果に伴う委託先の変更のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項3」	新設	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項3」の事項を追加	事前	給付業務については、原則京都府後期高齢者医療広域連合から依頼された事務を実施しており、同広域連合のPIAで定められていたが、後期高齢者医療保険給付業務の事務委託に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に京都市独自の変更が生じるため、事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「移転先5」-「②移転先における用途」	被保険者資格の管理(高齢者医療確保法第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者医療確保法第67条等)や保険料の賦課(高齢者医療確保法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	被保険者資格の管理(高齢者医療確保法第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者医療確保法第67条等)や保険料の賦課(高齢者医療確保法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報管理。	事後	誤記の訂正のため、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「移転先5」-「③移転する情報」	右記を追加	3給付情報 ①被保険者の各種給付に関する申請 当市窓口において受け付けた給付申請情報。	事前	給付業務については、原則京都府後期高齢者医療広域連合から依頼された事務を実施しており、同広域連合のPIAで定められていたが、後期高齢者医療保険給付業務の事務委託に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に京都市独自の変更が生じるため、事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「移転先5」-「⑦時期・頻度」	右記を追加	⑤給付業務 ・申請がある都度	事前	給付業務については、原則京都府後期高齢者医療広域連合から依頼された事務を実施しており、同広域連合のPIAで定められていたが、後期高齢者医療保険給付業務の事務委託に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に京都市独自の変更が生じるため、事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「提供先1」-「①法令上の根拠」	番号法第19条第7号　別表第二第83項	番号法　第9条第2項	事後	法別表第二が廃止され、新たに「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」が公布されたことに伴う修正。 重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」−「6．特定個人情報の保管・消去」−「③消去方法」	右記を追加	＜ぴったりサービスにおける措置＞ ・LGWAN端末に保存した個人番号付電子申請データは、処理終了後不要となったタイミングで完全消去する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「（別添2）特定個人情報ファイル記録項目」ー「給付」	新設	「（別添2）特定個人情報ファイル記録項目」ー「給付」の事項を追加	事前	給付業務については、原則京都府後期高齢者医療広域連合から依頼された事務を実施しており、同広域連合のPIAで定められていたが、後期高齢者医療保険給付業務の事務委託に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に京都市独自の変更が生じるため、事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」ー「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」ー「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービス画面の誘導に従い、サービス検索し、申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」ー「リスク2：適切な方法で入手が行われるリスク」ー「リスクに対する措置の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー（個人情報）カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、署名検証も行われるため、本人（代理人）からの情報のみ送信される。 ・ぴったりサービスの画面誘導において、申請フォームがどのような手続を行うための電子申請であるか明示することで、過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるように措置を講じる。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」ー「リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク」ー「入手の際の本人確認の措置の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー（個人番号）カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した京都市は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなり、これにより、本人確認を実施する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」ー「リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク」ー「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスへの個人番号の入力時には、個人番号の入力間違いをチェックする等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「3．特定個人情報の使用」ー「リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」ー「ユーザー認証の管理」ー「具体的な管理方法」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスを使用する職員ごとにIDを発行し、共用のID利用を禁止する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「3．特定個人情報の使用」ー「リスク4：特定個人情報が不正に複製されるリスク」ー「リスクに対する措置の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従い業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等のみが個人番号付電子申請データをLGWAN接続端末へ保存できるよう機械的に制御する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「6．情報提供ネットワークシステムとの接続」ー「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」ー「リスクに対する措置の内容」	（※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	（※2）法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	法別表第二が廃止され、新たに「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」が公布されたことに伴う修正。 重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「7．特定個人情報の保管・消去」ー「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」ー「⑤物理的対策」ー「具体的な対策の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ④LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、業務時間外に施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じる。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「7．特定個人情報の保管・消去」ー「リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」ー「リスクに対する措置の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・LGWAN接続端末に保存したデータについて、再申請や申請情報の訂正が発生した場合、古い情報で処理を行わないよう履歴管理を行う。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「7．特定個人情報の保管・消去」ー「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」ー「手順の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・LGWAN接続端末については、処理終了後の不用な個人番号付電子申請データの消去について、徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅴ開示請求、問合せ」ー「1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」ー「①請求先」	京都市総合企画局情報化推進室　情報公開コーナー	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室　情報公開コーナー	事後	組織改正に係る組織の名称の変更のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅴ開示請求、問合せ」ー「1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」ー「④個人情報ファイル簿の公表」-「公表場所」	総合企画局情報化推進室情報公開コーナー	総合企画局デジタル化戦略推進室情報公開コーナー	事後	組織改正に係る組織の名称の変更のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅵ評価実施手続」ー「2.国民・住民等からの意見の聴取」ー「②実施日・期間」	右記を追加	②令和6年7月23日から令和6年8月23日まで	事前	情報公開・個人情報保護審議会　点検部会で説明するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅵ評価実施手続」ー「2. 国民・住民等からの意見の聴取」ー「④主な意見の内容」	右記を追加	②ア 「Ⅰ基本情報」-「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「①事務実施上の必要性」の②に「個人番号を用いることで申請・届出の手間や手続きを簡略化し被保険者の利便性の向上を図る必要がある。」とあり、これは既に実行されている機能ではないか。また、「Ⅰ基本情報」-「6. 情報ネットワークシステムによる情報連携※」-「②法令上の根拠」「1情報提供の根拠」で情報提供の法令上の根拠なしと記載があり、根拠がないなら、個人番号との紐付けは不要である。 イ マイナンバー連携システムと中間システムを追加することでリスクは高まるが、メリットはあるのか。 ウ 後期高齢者医療制度の既存の管理番号で独自に管理ができるならば、番号法の個人番号と紐付ける必要性はない。 エ 「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」ー「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」ー「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」ー「リスクに対する措置の内容」の②で「特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する」とあるが、この紙媒体は何日間保管され、どのように廃棄されるのか。また、「情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する」とあるが、ヒューマンエラーを避けるためにシステム上に自動確認機能があるのか。 オ 医療システムを多目的かつ複合的に使用することでシステムが複雑になり情報漏洩のリスクが高まるため、データの合理化・効率を高めることが目的ならば、システムを極力簡素にし、医療システムとマイナンバーシステムを完全に分離すべきではないか。	事前	情報公開・個人情報保護審議会 点検部会で説明するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅵ評価実施手続」ー「2. 国民・住民等からの意見の聴取」ー「⑤評価書への反映」	右記を追加	②ア　誤解を招かない記載にするため「Ⅰ基本情報」-「6. 情報ネットワークシステムによる情報連携※」-「②法令上の根拠」「1情報提供の根拠」について「なし」を「なし※情報提供は行わない」に修正 イ　国民・住民等からの意見の聴取により、誤解を招かないよう不必要な記載を無くすため「（別添3）変更箇所」項目「「Ⅰ基本情報」-「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「①事務処理上の必要性」-「変更前の記載」について「②個人番号を用いることで申請・届出の手間や手続きを簡略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある」を削除	事前	情報公開・個人情報保護審議会　点検部会で説明するため。
令和7年9月16日	「I 基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」-[②システムの機能」	（1）被保険者証の即時交付申請	（1）資格確認書の即時交付申請	事後	令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が停止されたため。
令和7年9月16日	「I 基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」-[②システムの機能」	標準システム窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。	標準システム窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書等を発行する。	事後	令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が停止されたため。
令和7年9月16日	「I 基本情報」-「 7. 評価実施機関における担当部署」-「①部署」	保健福祉局　生活福祉部　保険年金課	保健福祉局　福祉のまちづくり推進室	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和7年9月16日	「（別添1）事務の内容」-「 1資格」-「②　Ⓑ異動処理」	（資格管理，被保険者証発行）	（資格管理、資格確認書発行）	事後	令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が停止されたため。
令和7年9月16日	「（別添1）事務の内容」-「 1資格」-「③　Ⓒ資格確認書交付・回収」	保険証交付・回収	資格確認書交付・回収	事後	令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が停止されたため。
令和7年9月16日	「（別添1）事務の内容」-「備考」	③　異動処理の結果に応じて、被保険者証の交付・回収を行う。	③　異動処理の結果に応じて、資格確認書の交付・回収を行う。	事後	令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が停止されたため。
令和7年9月16日	「（別添1）事務の内容」-「備考」	Ⓒ　被保険者証の交付を行う。	Ⓒ　資格確認書の交付を行う。	事後	令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が停止されたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月16日	「（別添1）事務の内容」-「3－2特別徴収」	-	削除	事後	法改正のため
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「2. 基本情報」-「⑥事務担当部署」	京都市　保健福祉局　生活福祉部　保険年金課	京都市　保健福祉局　福祉のまちづくり推進室	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「①入手元」-「評価実施機関内の他部署」	右記を削除	生活福祉部生活福祉課、	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「③入手の時期・頻度」	・被保険者証発行用情報（被保険者証に関する情報）：被保険者証の情報等については、番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、日次の頻度。	・資格確認書発行用情報（資格確認書に関する情報）：資格確認書の情報等については、番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、日次の頻度。	事後	令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が停止されたため。
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「④入手に係る妥当性」	・被保険者証発行用情報（被保険者証に関する情報）：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに被保険者証を発行する必要があるため日次。	・資格確認書発行用情報（資格確認書に関する情報）：被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を取得した者について、速やかに資格確認書を発行する必要があるため日次。	事後	令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が停止されたため。
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑦使用の主体」	保健福祉局生活福祉部保険年金課、各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当	保険福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金担当、各区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当、京北出張所保健福祉第一担当	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託の有無」	2	3	事後	誤字による修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項3」-「⑥委託先名」	（決定後に入れる）	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	プロポーザルの結果委託先が決定したのみのため、重要な変更には当たらない。
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「提供・移転の有無」-「提供を行っている」	○	削除	事後	法改正のため
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「提供・移転の有無」-「提供を行っている」-「件」	1	削除	事後	法改正のため
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「提供先1」	厚生労働大臣(日本年金機構)又は共済組合	削除	事後	法改正のため
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「①法令上の根拠」	番号法　第9条第2項	削除	事後	法改正のため
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「②提供先における用途」	高齢者医療確保法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	法改正のため
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「③提供する情報」	高齢者医療確保法第110条において準用する介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「④提供する情報の対象となる本人の数」	10万人以上100万人未満	削除	事後	法改正のため
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「⑤提供する情報の対象となる本人の範囲」	特別徴収の判定対象である者	削除	事後	法改正のため
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「⑥提供方法」-「電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）」	○	削除	事後	法改正のため
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「⑦時期・頻度」	月次、年次	削除	事後	法改正のため
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「移転先2」	保健福祉局　生活福祉部　保険年金課	保健福祉局　福祉のまちづくり推進室	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」-「移転先3」	保健福祉局　生活福祉部　保険年金課	保険福祉局　福祉のまちづくり推進室　保険年金担当	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「6．特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所」	①中間サーバー･プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「6．特定個人情報の保管・消去」-「③消去方法」	①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。	①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。
令和7年9月16日	「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」-「6．特定個人情報の保管・消去」-「③消去方法」	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月16日	「（別添2）特定個人情報ファイル記録項目（資格）」-「6．特定個人情報の保管・消去」-「③消去方法」	左上から順に以下のとおり表の項目を修正 被保険者証発行情報、被保険者証作成一覧用データ、被保険者証発行用情報、被保険者証発行用情報、被保険者証発行用情報	左上から順に以下のとおり表の項目を修正 資格確認書作成情報、資格確認書作成一覧用データ、資格確認書発行用情報、資格確認書発行用情報、資格確認書発行用情報	事後	令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が停止されたため。
令和7年9月16日	「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「6．情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」-「リスクに対する措置の内容」	③中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	③中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。
令和7年9月16日	「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「6．情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。
令和7年9月16日	「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「6．情報提供ネットワークシステムとの接続」-「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。
令和7年9月16日	「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7．特定個人情報の保管・消去」-「⑤物理的対策」-「具体的な対策の内容」	①中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月16日	「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7．特定個人情報の保管・消去」-「⑥技術的対策」-「具体的な対策の内容」	右記を追加	④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。
令和7年9月16日	「Ⅳ　その他のリスク対策」-「1．監査」-「②監査」-「具体的な内容」-「＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞」	右記を追加	①	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。
令和7年9月16日	「Ⅳ　その他のリスク対策」-「1．監査」-「②監査」-「具体的な内容」-「＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞」	右記を追加	②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。
令和7年9月16日	「Ⅳ　その他のリスク対策」-「3．その他のリスク対策」	中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月16日	「Ⅴ　開示請求、問合せ」-「2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」-「①連絡先」	生活福祉部保険年金課 〒604-8091　京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1　中信御池ビル4階 TEL 075-213-2993	福祉のまちづくり推進室 〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎3階 TEL 075-222-3511	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和7年9月16日	「Ⅵ　評価実施手続」-「1. 基礎項目評価」-「 ①実施日」	平成28年11月8日	令和6年12月2日	事後	誤記による追記であり、重要な変更には当たらない。
令和7年9月16日	「Ⅵ　評価実施手続」-「3. 第三者点検」-「 ①実施日」	右記を追加	令和6年9月12日	事後	誤記による追記であり、重要な変更には当たらない。